



はじめに

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会
会長 藤本 徳三郎

21世紀半ばに到来すると予想されている高齢社会に対応するために、さまざまな構造改革が進められており、社会福祉の面でも、平成12年度に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、さらには介護保険や支援費制度（※障害者支援費制度は、平成18年度からは障害者自立支援法に制度改正されます。）が導入されました。

社会福祉法では、「誰もが地域での通常の社会参加が図られる地域の体制づくり、すなわち、ノーマライゼーション社会の実現」を目指しており、その中で社会福祉協議会は「地域福祉推進を目的とする団体」として位置づけられています。また、介護保険・障害者自立支援法は、行政が福祉サービスを決める「措置」制度から、サービス利用者の「選択」の権利を保障することで個人の尊厳を尊重する制度への転換を実現しました。

粕屋町社会福祉協議会では、高齢になっても、障がいがあっても、地域における人間関係を基盤とした「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進するために、現在の問題点を明確に把握した上で、今後展開しなければならない事業を取りまとめた「地域福祉活動計画」を作成しました。

この計画を実現するためには、地域の方々のご理解と全面的なご支援が必要です。一人ひとりの力は弱くても、地域の皆様が結集すれば必ず実りある成果を得ることができるものと信じます。皆様のお力添えを心からお願いいたします。

最後になりましたが、この計画書を策定するにあたりご尽力頂きました方々に対し厚くお礼を申し上げます。

平成18年3月

目次

はじめに

第1章 地域福祉活動計画

1.1 計画策定の概要	2
1.1.1 計画策定の背景	2
1.1.2 計画の目的	2
1.1.3 計画の基本要件	3
1.1.4 策定の方法	3
1.2 地域福祉計画との関係	4

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.1 粕屋町と粕屋町社会福祉協議会の概要	6
2.2 粕屋町の人口構成	7
2.2.1 最近の年齢別人口動向	7
2.2.2 行政区別の年代構成	8
2.2.3 年齢別人口構成	9
2.2.4 障害者手帳等所持者構成	10
2.3 福祉関係の各機関・団体	11
2.3.1 行政機関	11
2.3.2 社会福祉協議会構成団体	11
2.3.3 民生委員・児童委員と主任児童委員	12
2.3.4 ボランティア連絡協議会	13
2.3.5 ボランティアセンター	14
2.3.6 民間機関	15
2.3.7 社会福祉法人機関	15

第3章 町民の福祉意識の調査

3.1 ふくしのまちづくりアンケート	20
3.1.1 粕屋町の概観	20
3.1.2 具体的な課題や問題の所在	22
3.1.3 地域の団体や活動の認識	24
3.1.4 ボランティア活動と住民の意識	26
3.1.5 まとめ	30
3.1.6 アンケートに見る福祉課題の選択	31
3.1.7 校区別の町民特性比較	32
3.1.8 年代別の町民特性比較	34
3.2 地域福祉座談会と関係機関等聞き取り結果	36
3.2.1 社会福祉協議会関係	36
3.2.2 ボランティア活動関係	36
3.2.3 高齢者福祉関係	37
3.2.4 障がい者福祉関係	38
3.2.5 児童福祉関係	38
3.2.6 地域（行政区）活動関係	38

第4章 地域福祉活動計画の体系

4.1 基本構想	40
4.1.1 計画目的	40
4.1.2 基本目標	40
4.2 基本計画大綱	42
4.3 第4次粕屋町総合計画との連携	44

第5章 基本計画

粕屋町地域福祉活動計画体系図	46
5.1 推進体制の整備	48
5.2 福祉情報の整備	55
5.3 ボランティアの育成	59
5.4 高齢者福祉活動	65
5.5 障がい者福祉活動	73
5.6 児童福祉活動	79

第6章 福祉地域の創造に向けて

6.1 福祉委員制度の活性化	86
6.1.1 福祉委員の位置付け	86
6.1.2 福祉委員の役割	86
6.1.3 福祉委員会（仮称）の設置	86
6.2 地域福祉の推進方策	87
6.2.1 地域福祉活動計画推進委員会（仮称）の設置	87
6.2.2 事業の評価	87

【資料編】

1 社会福祉協議会	90
1.1 構成	90
1.2 目的	90
1.3 事業	90
1.4 組織	90
1.5 機能	90
1.6 法律上の位置付け	91
2 策定・作業委員及び審議経過	92
2.1 設置要項	92
2.2 策定に関する各委員会の委員名簿	94
2.3 会議の経過	96
2.4 自治公民館での地域福祉座談会	98
3 福祉委員会設置規程	99
4 ふくしのまちづくりアンケート	100

第1章

地域福祉活動計画

1.1 計画策定の概要

- 1.1.1 計画策定の背景
- 1.1.2 計画の目的
- 1.1.3 計画の基本要件
- 1.1.4 策定の方法

1.2 地域福祉計画との関係

第1章 地域福祉活動計画

1.1 計画策定の概要

1.1.1 計画策定の背景

国においては、社会福祉の考え方を、従来の社会的弱者への「措置・給付」から、必要な人が必要な健康・福祉サービスを自ら選ぶ「契約・利用」へと転換しました。その中では、地域福祉の充実は大きな柱の一つになっており、平成12年には社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されました。

地域社会は、高齢者や障がい者、大人や子ども、子育てをしている保護者など、様々な方々が行き交い、話しあい、生活する場であり、それぞれがいろいろな問題を抱えています。地域福祉とは、誰もが住み慣れた家庭や地域において自立して生活していくことができるように、みんながお互いに助けあい支えあっていくことです。その実現のためには、ボランティア活動の理念を浸透しつつ、新たな地域のつながりを生み出すことが不可欠です。

日頃の生活の中では誰しも手助けが必要になることがあり、地域に住む者が協働して、支援を必要としている人を支えていくことが可能になる「地域福祉」の仕組みづくりが緊急の課題です。この仕組みをつくり、体系的・計画的に福祉に関する活動や事業を具体化していくために、地域福祉活動計画が策定されます。

1.1.2 計画の目的

地域福祉活動計画は社会福祉協議会が策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

その内容は、地域社会に現れる福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体等の行う活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてで行うために、体系的かつ年度ごとにまとめられた取り決めです。

具体的には、

- 住民の福祉ニーズを明らかにすること
- 専門機関や専門職、福祉活動を行う団体の役割を整理すること
- 住民の創意工夫による自発的な活動を推進すること
- 福祉サービス利用者の社会参加を促進すること
- 住民の福祉問題の理解と活動への参加を推進すること
- 福祉のまちづくりに向けた住民の参画を保障すること
- 粕屋町社会福祉協議会の組織や運営などの基盤強化を図ること

などを含みます。



1.1.3 計画の基本要件

計画書の策定に当たっては、予めいくつかの基本となる要件を設定しました。

①計画の期間

○平成 18 年度から平成 22 年度までの5年間

計画の策定後は、計画に基づいた事業展開の進捗状況を点検・評価し、状況の変動があった場合には適切な見直しも予想されます。

②計画の領域

○「高齢者、障がい者、児童」という福祉事業領域

○「社会福祉協議会」を中心に「ボランティア」が参画する活動主体領域

③計画の相補性

○福祉活動には行政が行うものもあります。町民の利便性を考えて、全体像を見渡すことができるように行政による福祉活動（事業名のみ）も掲載します。

1.1.4 策定の方法

策定委員会が中心となって協議を進め、また作業委員会として、「高齢者福祉」と「ボランティア」に関する第1作業委員会、「障がい者福祉」と「児童福祉」に関する第2作業委員会、社会福祉協議会の「財源」と「体制」に関する基盤強化委員会を設置しました。

策定に町民の意向が反映されるように、アンケート調査、地域懇談会、各種機関に対する聞き取り調査を実施しました。

各作業委員会から具体的な事業の提案を受け、策定委員会で全体の合議を経て、地域福祉活動計画書（答申案）が完成します。



策定委員会の様子

第1章 地域福祉活動計画

1.2 地域福祉計画との関係

「地域福祉計画」は、平成15年に施行された社会福祉法の規定によって市町村の行政計画に位置づけられたものです。一方、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、その内容を一部共有し、理念や活動の密接な連携を確保することは当然ですが、それぞれは独立した計画となっています。

粕屋町では「地域福祉計画」という総括的な計画ではなく、従来の対象者別の福祉計画の中に地域福祉という理念を織り込んで福祉活動を進めています。



第2章

粕屋町の福祉環境の現状

2.1 粕屋町と粕屋町社会福祉協議会の概要

2.2 粕屋町の人口構成

- 2.2.1 最近の年齢別人口動向
- 2.2.2 行政区別の年代構成
- 2.2.3 年齢別人口構成
- 2.2.4 障害者手帳等所持者構成

2.3 福祉関係の各機関・団体

- 2.3.1 行政機関
- 2.3.2 社会福祉協議会構成団体
- 2.3.3 民生委員・児童委員と主任児童委員
- 2.3.4 ボランティア連絡協議会
- 2.3.5 ボランティアセンター
- 2.3.6 民間機関
- 2.3.7 社会福祉法人機関

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.1 粕屋町と粕屋町社会福祉協議会の概要

粕屋町に町制がしかれたのは昭和32年で、平成18年で49周年となります。当時、大川村と仲原村を合わせた人口は1万1千6百人で、現在では3倍強の3万8千人に達しています。

粕屋町は糟屋郡のほぼ中央に位置し、西部と北部は福岡市に、東北部は須恵町、篠栗町、久山町の各町と、南部は志免町に接しています。

粕屋町は概ね平坦な地勢で、総面積は14.11km²のほぼ四方形の町です。町内には、筑前三大池のひとつである駕輿丁池をはじめ大小の溜池が散在し、水稻、野菜、花卉等の栽培が盛んで、特にランやブロッコリーの栽培は有名です。

特に交通の面では、JR福北ゆたか線や香椎線が縦横に交わり町内には駅が6ヶ所あり、博多駅までは約10分、香椎駅までは約15分で結ばれています。

一方、主要な道路では県道607号線（旧国道201号線）が町の中央を東西に走り、福岡市及び筑豊を結ぶ交通の要衝となっています。また、町の東部を九州の大動脈である九州縦貫自動車道が南北に貫き、本町北部と福岡市との境に設置されたインターチェンジで国道201号線と連絡しています。この沿線に福岡都市圏の物流の核である福岡地区流通センターがあることから、交通運輸の機能は飛躍的に高まり、活況を呈しています。

昭和40年代の高度成長時代には、福岡都市圏のベッドタウンとして急激に都市化が進展し、田園地帯であった粕屋町でも宅地開発が進みました。

昭和45年に自然環境と調和のとれた住環境の整備を計画的に行うため、福岡都市計画地域として粕屋町全域14.11km²が指定され、更に福岡市に隣接する西北部を福岡流通業務地区としての指定がなされました。

このような物理的条件のもとで、粕屋町は物流を主体とした都市型商工業地を目指すと同時に、福岡市を中心とする都市圏の住宅地としての役割を担っており、福岡都市圏東部の核としてますます期待が高まっています。

粕屋町社会福祉協議会は、昭和38年6月に任意団体として安河内作美町長を会長として結成されました。町民の福祉の向上と充実を願い、住民自らが参加して、町の福祉行政がいきとどかない所を補うという、行政の補完的な役割を果たしてきました。

昭和46年に石川勲町議会議長が会長となり、はじめて行政の手を離れた団体となりました。その後、会長に藤本徳三郎が就任し昭和58年12月に厚生省から法人の認可を受け、昭和59年4月に社会福祉法人粕屋町社会福祉協議会が誕生しました。



2.2 粕屋町の人口構成

2.2.1 最近の年齢別人口動向

(各年度4月1日現在)

年 齢	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
0	455	513	527	493	519	559	621
1	455	448	494	501	510	530	561
2	447	444	440	450	492	498	526
3	398	421	430	419	441	480	477
4	387	390	427	393	410	442	488
5	388	385	395	409	392	393	431
小 計	2,530 (7.4%)	2,601 (7.5%)	2,713 (7.7%)	2,665 (7.5%)	2,764 (7.6%)	2,902 (7.8%)	3,104 (8.2%)
6	330	376	385	379	401	384	386
7	332	320	380	381	375	388	365
8	362	324	320	377	380	369	393
9	313	363	327	311	383	375	362
10	351	309	368	322	313	386	375
11	394	355	310	363	329	319	393
小 計	2,082 (6.1%)	2,047 (5.9%)	2,090 (5.9%)	2,133 (6.0%)	2,181 (6.0%)	2,221 (6.0%)	2,274 (6.0%)
12	375	383	357	300	366	329	327
13	407	382	378	353	297	364	335
14	411	408	381	371	349	301	367
小 計	1,193 (3.5%)	1,173 (3.4%)	1,116 (3.2%)	1,024 (2.9%)	1,012 (2.8%)	994 (2.7%)	1,029 (2.7%)
~ 14	5,805 (17.0%)	5,821 (16.8%)	5,919 (16.8%)	5,822 (16.4%)	5,957 (16.5%)	6,117 (16.5%)	6,407 (16.9%)
15 ~ 64	24,365 (71.3%)	24,663 (71.2%)	25,006 (70.9%)	25,129 (70.9%)	25,559 (70.6%)	26,182 (70.5%)	26,483 (69.9%)
65 ~	4,004 (11.7%)	4,415 (12.0%)	4,326 (12.3%)	4,481 (12.7%)	4,677 (12.9%)	4,838 (13.0%)	5,014 (13.2%)
総 計	34,174	34,899	35,251	35,432	36,193	37,137	37,904

粕屋町の人口が600人/年のペースで社会増の傾向にある中で、少子化の傾向は小学生以下では現れておらず、中学生に見えています。一方、高齢化については増加の傾向が定着しています。若い家庭の流入が粕屋町の特徴であることを示しています。

粕屋町の立地状況を勘案すると、この傾向は当分の間継続するものと思われ、単純に計算するとこの計画終了の5年後には、人口が4万人という大台に乗ることになります。

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

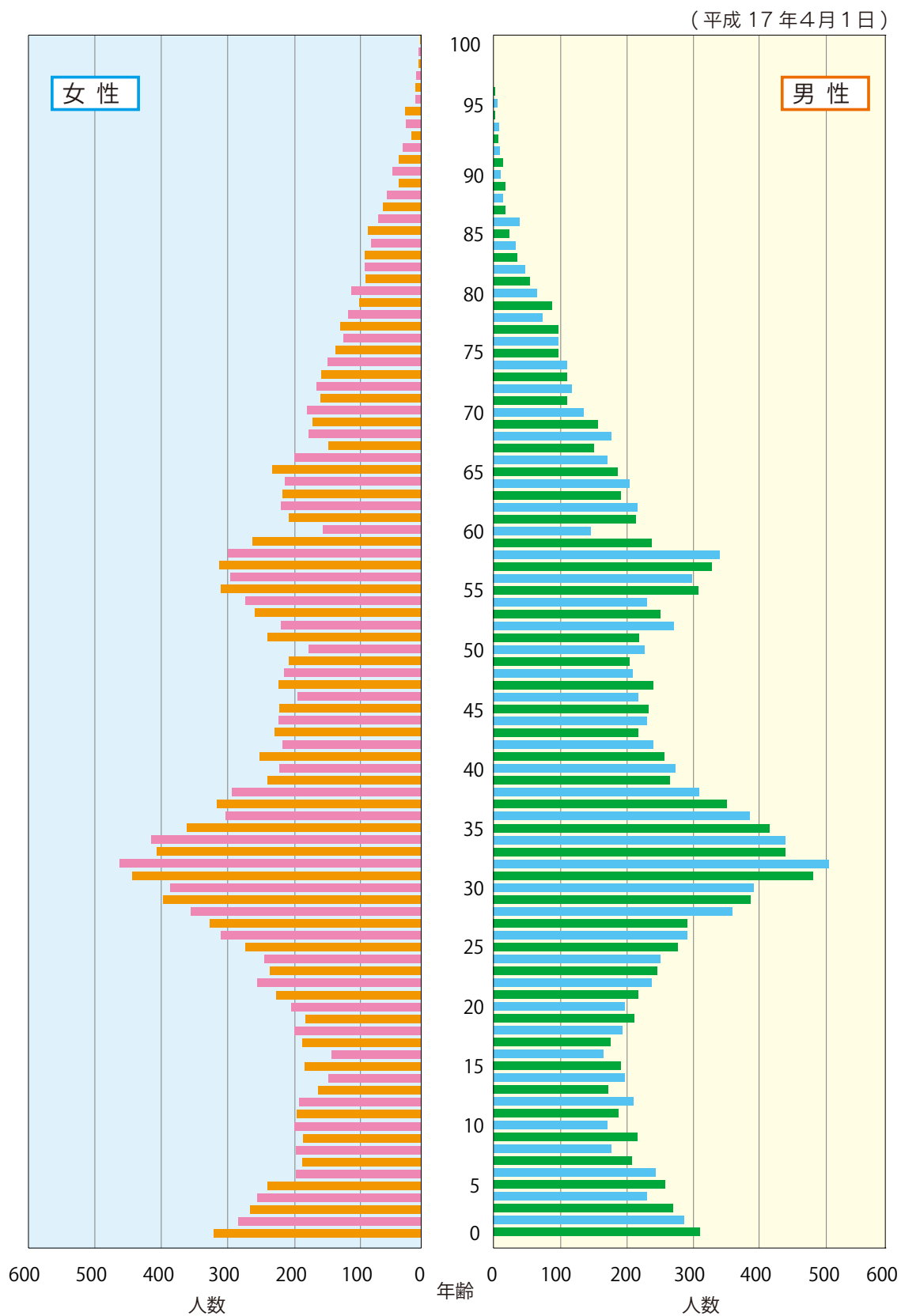
2.2.2 行政区別の年代構成

地域福祉活動計画は、町全体から各行政区にまでその活動を浸透させることを目指しています。行政区毎に福祉課題は異なっていると思われるので、それぞれに相応しい福祉活動を選択できるような多様性のある計画が求められます。そこで、行政区の姿を見る一助とするために年代構成をまとめておきます。

(平成17年4月1日)

行政区	世帯数	人口	児童・生徒	高齢者	高齢化率	老人世帯	独居老人
大隈	473	1,305	88	189	14.5%	24	16
上大隈	336	854	57	182	21.3%	29	23
江辻	489	1,384	96	287	20.7%	40	35
戸原	808	2,186	204	277	12.7%	40	40
朝日	276	575	29	95	16.5%	18	27
長戸	247	665	74	96	14.4%	14	15
多の津	144	309	36	12	3.9%	1	3
酒殿	423	1,206	95	250	20.7%	34	25
甲仲原	744	2,008	153	269	13.4%	44	46
花ヶ浦	1,238	3,286	255	442	13.5%	94	68
乙仲原東	821	2,203	243	321	14.6%	48	35
若宮	846	1,942	152	284	14.6%	48	61
原町	1,068	2,568	217	397	15.5%	69	60
阿恵	390	1,008	101	107	10.6%	22	14
柚須	1,028	2,572	252	218	8.5%	38	37
サンライフ	210	598	57	93	15.6%	24	7
乙仲原西	862	2,229	220	162	7.3%	21	32
駕与丁	238	663	59	124	18.7%	31	13
長者原上	697	1,807	154	261	14.4%	55	49
長者原中	821	2,252	212	273	12.1%	47	43
長者原下	919	2,441	252	258	10.6%	47	41
内橋1	704	1,678	110	198	11.8%	39	22
内橋2	404	1,157	141	90	7.8%	25	9
内橋3	420	1,008	79	129	12.8%	23	17
合計	14,606	37,904	3,336	5,014	13.2%	875	738

2.2.3 年齢別人口構成



50 歳代後半の団塊の世代より、30 歳代前半の若者が多いのが特徴です。さらに中学生は少ないですが、低年齢の児童幼児の増加傾向（全国民傾向とは逆）は今後の粕屋町における児童福祉の充実を求める要因になると思われます。

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.2.4 障害者手帳等所持者構成

(平成 17 年 4 月 1 日)

区 分	所持者数 (人)
身体障害者手帳	1,166
視覚障害	91
聴覚・平衡機能障害	109
音声・言語機能障害	13
肢体不自由	631
内部障害	322
療育手帳	171 (うち重複33)
精神障害者保健福祉手帳	77

上表に含まれる障害児数

年 齢	療 育 手 帳	身体障害者手帳
	所持者数 (人)	所持者数 (人)
0～2歳	0	17
3～5歳	7	
6～8歳	11	
9～11歳	10	
12～14歳	12	
15～17歳	11	



知的・軽度発達障がい者ミニデイサービス「さた・すて」

2.3 福祉関係の各機関・団体

粕屋町では、次のような福祉関係の機関・団体等が専門的な役割を果たしています。

2.3.1 行政機関

健康福祉課

- ・健康推進係：成老人保健・母子保健・ことばの教室
健康かすや 21（生活習慣病対策推進）
- ・子育て支援係：保育所・児童福祉（児童虐待）・
次世代育成支援（地域子育て支援推進）
- ・障害者福祉係：身体・知的・精神3障害の自立支援推進
- ・社会福祉係：民生委員・児童委員協議会・社会福祉協議会・福祉センター
ボランティア推進・人権福祉、町営住宅・生活保護

介護支援課

- ・資格管理係：介護保険資格、受給者減額認定
- ・認定給付係：介護保険認定、介護保険給付、介護予防、在宅介護相談
- ・高齢者支援係：高齢者支援

学校教育課

- ・言語教室、教育相談、学童保育

2.3.2 社会福祉協議会構成団体

体制関係

- ・議会
- ・区長会
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・ボランティア連絡協議会
- ・ボランティアセンター
- ・遺族会
- ・婦人会
- ・食進会（関係団体）

高齢者関係

- ・老人クラブ連合会
- ・三活会 特別養護老人ホーム 緑の里
- ・シルバー人材センター（関係団体）

障がい者関係

- ・身体障がい者福祉協会
- ・知的障がい児（者）親の会
- ・社会福祉法人 福岡あけぼの会 ステップアップ共同作業所（関係団体）
- ・あしたばの会（関係団体）

児童関係

- ・校長会
- ・子ども会育成会連絡協議会



第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.3.3 民生委員・児童委員と主任児童委員

「民生委員」という名称についてですが、それぞれの担当地域で活動する民生委員は民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されていると同時に、児童福祉法における「児童委員」をその民生委員が担うこととされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方が正式です。また、平成6年には、児童福祉を専門に活動する「主任児童委員」制度が創設されました。

民生委員・児童委員による活動には、7つのはたらきが期待されています。

1. 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。

2. 相談のはたらき

地域住民が抱える問題に、相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。

3. 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、内容や情報を住民に的確に提供する。

4. 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめる。

5. 調整のはたらき

住民の福祉需要に対応し、適切なサービス提供が図られるように支援する。

6. 生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

7. 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協を通して関係機関などに意見を提起する。

これまでの民生委員活動には、ともすると生活保護や生活困窮者への支援といったイメージのみが強かったものと思われます。しかし、平成12年に民生委員法の改正が行われ、常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行うということが法律上に明記され、例えば

- 高齢者の相談や見守り、ひとり暮らしの高齢者等に対する援護活動
- 児童虐待の防止・早期発見
- 在宅サービスの提供
- 配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス）

等に対する支援活動も行っています。

現在粕屋町では31名の民生委員・児童委員が精力的に福祉活動に専念されています。社会福祉協議会の事業活動においても、中心的な役割を果たしていただいています。



2.3.4 ボランティア連絡協議会

粕屋町ボランティア連絡協議会は、当初の6団体の構成により、平成10年4月に設立されました。現在は、7団体と個人ボランティアで、活発な活動を展開しています。

(17年4月1日現在)

団 体 名	活 動 内 容	会 員 数
手 話 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、学校、各種講演会、個人依頼に対して手話通訳活動 ・ 毎週月曜日 20 時～「サンレイクかすや」において手話学習活動 	20 名
七 色 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月 1 回身体障がい者機能回復訓練時の介助及び給食 ・ 身体障がい者宅に訪問話し相手 ・ 幼児通所訓練時の託児手伝い 	21 名
か ざ ぐ る ま	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文庫の開室、お話し会（原町公民館図書室） ・ 粕屋町立図書館、福祉センター、篠栗図書館でのお話し会 ・ 人形劇の上演、読み聞かせと人形劇製作の指導。 	8 名
し お ん の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居で訪問を希望される 70 歳以上の高齢者に福祉センターから電話で訪問 ・ 毎週火曜日～土曜日まで、午前 10 時～3 時まで ・ 誕生日には、ハガキでお祝いをする 	30 名
友 愛 訪 問 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、身体障がい者及び虚弱者を訪問し、安否確認と話し相手を目的とした活動 ・ その対象者に年賀状や暑中見舞いを送る 	40 名
ぱ ー る 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三つ葉の里への支援活動 ・ 視覚障がい者に対する広報誌の音訳テープを作成し、福祉課・粕屋フォーラムで貸し出し 	18 名
個人ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア派遣活動（草むしりや家内片付け等） ・ 15 年度から移送サービスボランティア 	23 名
森 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1、3 月曜日にペーパークラフト作品づくり ・ 作品を福祉施設等へ贈呈 	13 名

総勢 173 名のボランティアが積極的に福祉活動をしています。福祉分野ではさらなる活動領域も広がっているので、ボランティア仲間を増やしつつ、より一層の拡大が期待されています。

第2章 粕屋町の福祉環境の現状

2.3.5 ボランティアセンター

社会福祉協議会は、実施主体である町行政からの委託を受けて、平成17年から3年間の「地域福祉ネットワーク事業」の1つとして、ボランティアセンターの設置に向けて取り組みを進めています。

その目的は、

- ①町民がボランティア活動に参加できる体制の整備
- ②地域福祉活動の調整
- ③要援護者に対するさまざまな支援サービスの実施
- ④住民相互の助け合いや交流の促進
- ⑤相互に支え合うことのできる福祉地域づくり

などとなっています。

そのために、

- ①町内のすべての分野のボランティア情報の一元化
- ②相談、登録窓口の整備や連絡、調整の機関として機能
- ③ボランティア活動の企画、立案、遂行

などの活動を行います。

ボランティアセンターは組織体であり、平成18年10月に、粕屋町福祉センター内に拠点が開設される予定です。



手話の会



七色の会



かざぐるま

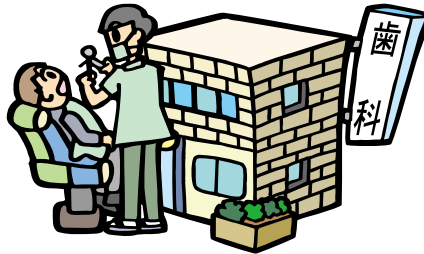


移送サービスボランティア

2.3.6 民間機関

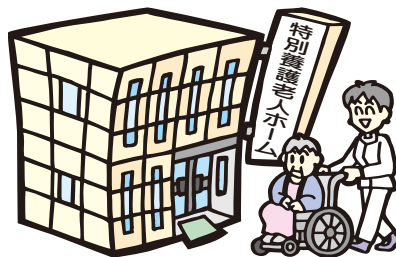
○医療機関（医師会登録）

医院・病院	15
歯科医院	12



○在宅サービス

居宅介護支援事業所	8
訪問介護	4
訪問看護	3
通所介護	5
福祉用具	3
居宅サービス事業所	5



2.3.7 社会福祉法人機関

○煌 福祉サービスセンター みみずく



第2章 粕屋町の福祉環境の現状

粕屋町マップ





第2章 粕屋町の福祉環境の現状



第3章

町民の福祉意識の調査

3.1 ふくしのまちづくりアンケート

- 3.1.1 粕屋町の概観
- 3.1.2 具体的な課題や問題の所在
- 3.1.3 地域の団体や活動の認識
- 3.1.4 ボランティア活動と住民の意識
- 3.1.5 まとめ
- 3.1.6 アンケートに見る福祉課題の選択
- 3.1.7 校区別の町民特性比較
- 3.1.8 年代別の町民特性比較

3.2 地域福祉座談会と関係機関等聞き取り結果

- 3.2.1 社会福祉協議会関係
- 3.2.2 ボランティア活動関係
- 3.2.3 高齢者福祉関係
- 3.2.4 障がい者福祉関係
- 3.2.5 児童福祉関係
- 3.2.6 地域（行政区）活動関係

第3章 町民の福祉意識の調査

策定に当たっては、町民の福祉に関する意向を調査することが必須の要件となっています。三つの手法で調査をしましたので、結果について概要をまとめておきます。

3.1 ふくしのまちづくりアンケート

アンケート調査の実施概要は以下のとおりです。

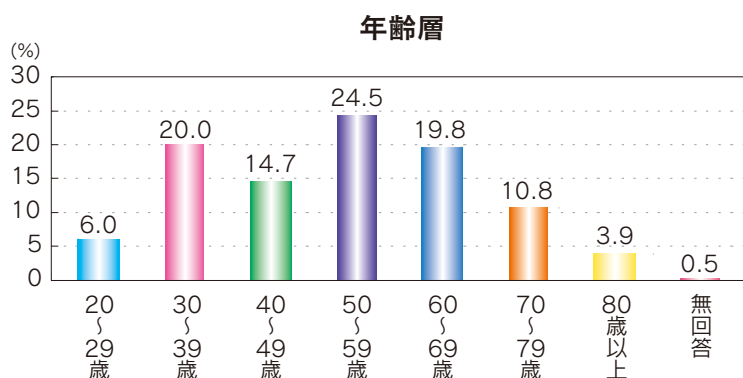
調査期間：平成 17 年 2 月 4 日～3 月 11 日
調査対象：20 歳以上の粕屋町町民（無作為抽出）
調査方法：民生委員・児童委員による配布と後日回収という留置法
無記名アンケート
配布数：1,300 部
回収率：1,051 部
回収率：80.8%

3.1.1 粕屋町の概観

福岡都市圏のベッドタウンとして発展してきた粕屋町住民の意識や価値観に大きな特徴と注目すべき発見がありました。

《年齢構成と職業》

とりわけ現役世代の半数近くがサラリーマン職に就いており、主婦層にパートやアルバイトといった共働きが多く、女性の社会進出や社会参加が進んでいます。一方、団塊の世代が注目される昨今、現役を終えた世代の割合が増加の傾向にあり、豊かな社会経験と知識をもつ中高年層の人が多く暮らしています。

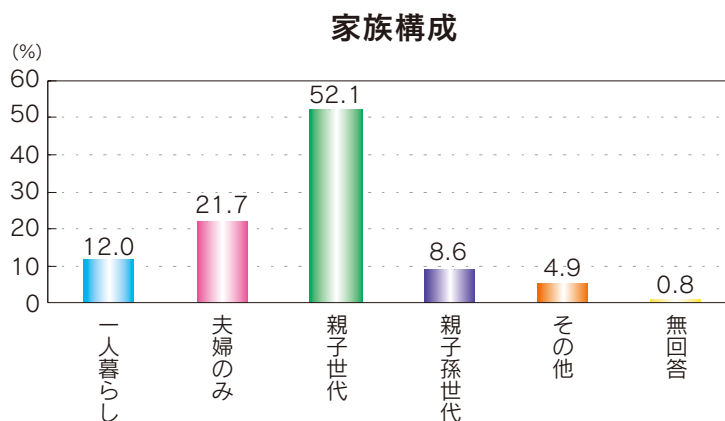


《世帯と住居形態》

都市化の進む現況では持ち家に暮らすという形態の核家族化が進み、「親と子」の二世帯同居が半数を占めています。そのことは同時に、育児や子育てといったニーズを持つ家族が多いという町でもあるということです。

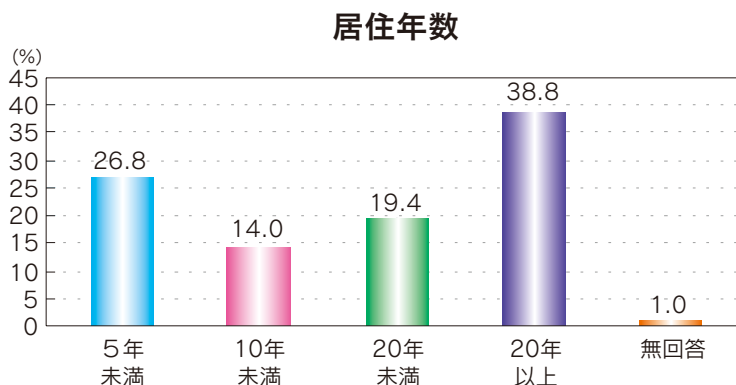
また、「一人暮らし」の住居形態では、賃貸アパートやマンションが多く見られます。こうした働き盛りの世代では、どうしても企業や職場中心の生活になりがちで、地域住民のつながりや地域の一体感が希薄になる傾向が見受けられます。福岡都市圏のベッドタウンとして発展してきた町の特徴として、転勤や異動に伴う流動人口が若い世代に多く、地域との関係性をいっそう築きにくいものにすると考えられます。

他方、高齢者世帯の「一人暮らし」や「夫婦のみ」といった世帯は少ない数値を示していますが、その暮らしを推し量ると非常に複雑で専門性の高い支援やサービスの必要な場合が多いと思われます。高齢者の健康や介護の問題は、世帯と住居形態に深く連動しており、今後の変化を注視していくことが大切です。



《居住年数》

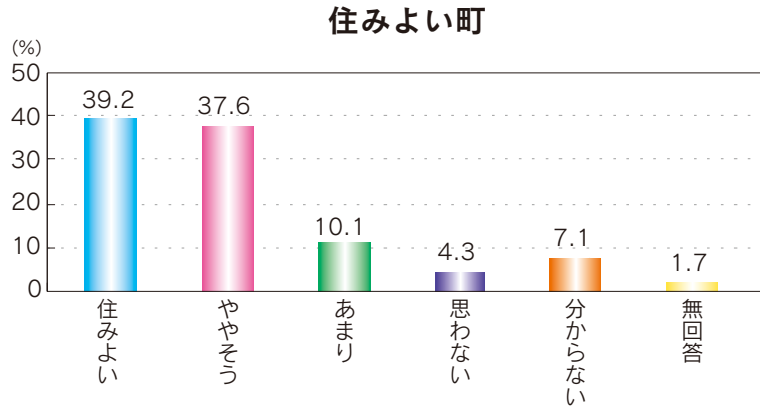
「20年以上」住んでいる人が全体の40%を占めており、代々住みつづけている地元の旧住民と新たな住処としてこの町を選んだ新住民とが混在しています。20年前、働き盛りで一戸建てを購入した団塊世代の住民が多い地区では、今後5年～10年を経て一気に高齢者の健康・介護・福祉が地域の問題として顕在化していくことが予測されます。



第3章 町民の福祉意識の調査

《粕屋町の住みよさ》

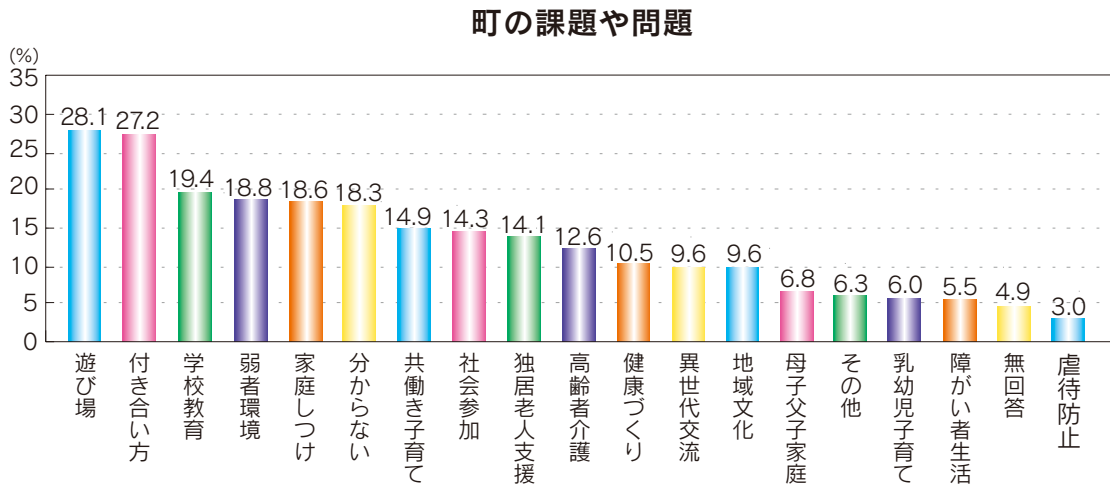
どの世代も「住みよい」と答えている割合が高く、特に女性と高齢者では非常に高くなっています。しかしここ数年来大型郊外店が進出し住民にとっての生活の豊かさと引き替えに、町内外からの利用者による交通渋滞や事故、騒音、青少年非行などの問題が浮上し、地域住民にとっては新たな課題を投げかけています。



こうして町の概観を見てみると、少子高齢化と都市化の特徴が顕著に現れている町といえるでしょう。現在、粕屋町は福岡都市圏のベッドタウンとして発展してきたことを背景に、人口の増加の傾向にあります。今後の課題として、①多様化する価値観、②新旧住民との関係性、③高度化・専門化する諸問題、④各団体・組織の弱体化、⑤団地の急激な高齢化などが挙げられます。

3.1.2 具体的な課題や問題の所在

《町の課題や問題》

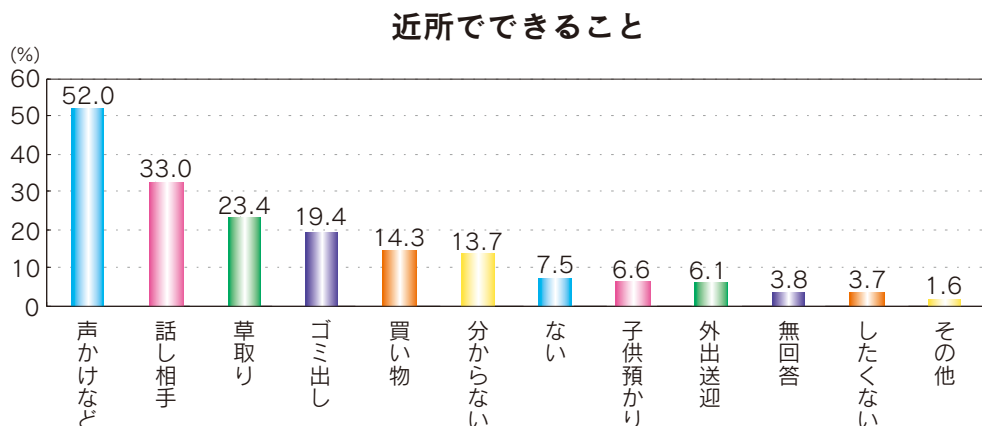


高齢化と共に働く若い世代が暮らす町の特徴として、「子どもの遊び場」、「地域の人たちとのつきあい方」などが挙げられます。つまり、多様な価値観や生活スタイルを持つ人たちの暮らす町であることに改めて気付かされます。

また、働く世代と高齢者世代、「育児・子育てに関すること」と「健康・介護・生きがいに関すること」というように、二極化していることも特徴に挙げられます。

《近所でできること》

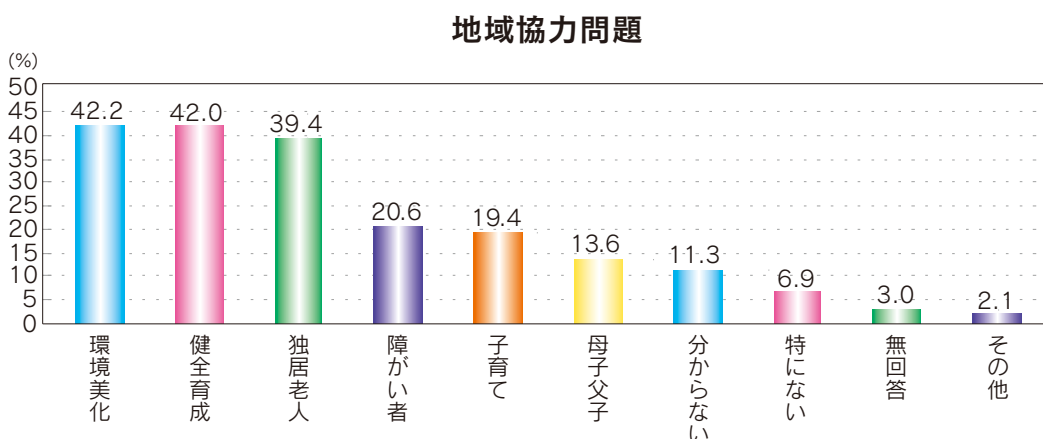
自分たちの暮らしに対する課題や問題への意識は非常に高い反面、「自分自身が」という問になると、自分のことが精一杯でそれどころではない、余裕がないなどを理由にやや消極的傾向にあり、具体的な支援、関わり方は、「声かけや安否の確認」や「話し相手」などに留まっています。しかしこのことは、多忙ではあるが内容次第によっては具体的な活動への積極的なかわりを持つ意思表示として受け止めることができます。



《地域での協力問題》

地域で取り組む課題として、「環境美化」、「青少年の健全育成」、「一人暮らし高齢者世帯への支援」といった身近な問題を優先して取り上げています。

さらには、他の世代の課題や問題に気付き回答している人は少ないように見受けられます。一人の問題をみんなの共通の問題と認識し、地域連帯の意識を醸成していく「きっかけ」を地域の仕組みの中に組み込んでいく必要があります。



どの世代にも共通して、「時間と暇がない」、「情報、技術がない」、「場所がない」などが地域活動の隘路になっています。

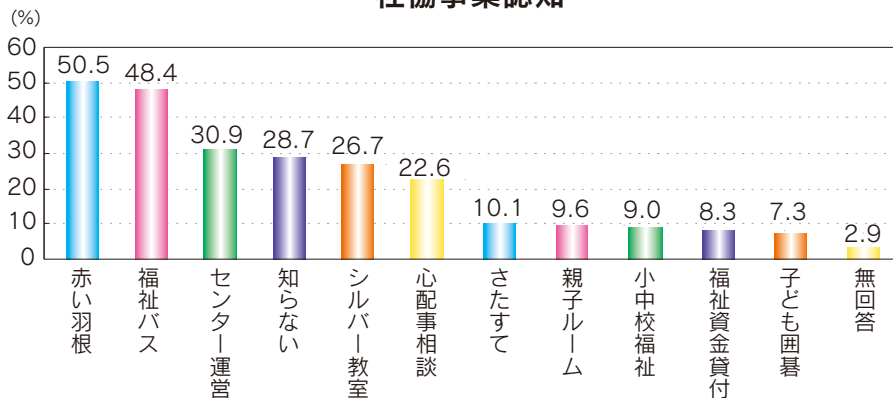
第3章 町民の福祉意識の調査

3.1.3 地域の団体や活動の認知

《社会福祉協議会事業の認知》

粕屋町社会福祉協議会の実態を正しく理解している住民は、意外に少ないようです。社会福祉協議会の存在は、「共同募金活動」をはじめ地域住民の福祉に最も身近な機関として位置づけられているにも関わらず、住民への認知度は若い世代になればなるほど低い値を示しています。反対に、高齢者ではやや認知度も高くなっていますが、その理由として社会福祉協議会の事業と深く関連していることが挙げられます。高齢者の事業では「福祉センター」を活用した場合が多く、移動手段として社会福祉協議会が運行している「福祉バス」を利用する人が、さらに認知度を高めている理由の背景にあります。

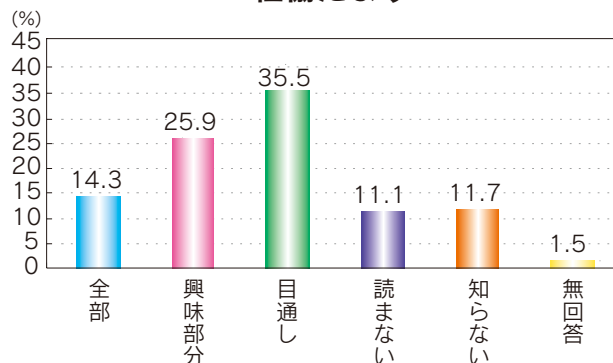
社協事業認知



《社協だより》

住民が社会福祉協議会を理解するために最も身近な方法の一つである『社協だより』は、住民が地域や福祉のことを理解する最大の情報源です。ところが年3回の全戸配布にもかかわらず認知度が思うように高くありません。こうした傾向は若い世代になればなるほど顕著に現れています。そのため届ける『社協だより』から読ませる『社協だより』へと大きく変更しなければならないでしょう。キャッチコピーや記事の内容、文章の読みにくさ、文字の大きさと配列などの工夫が必要でしょう。

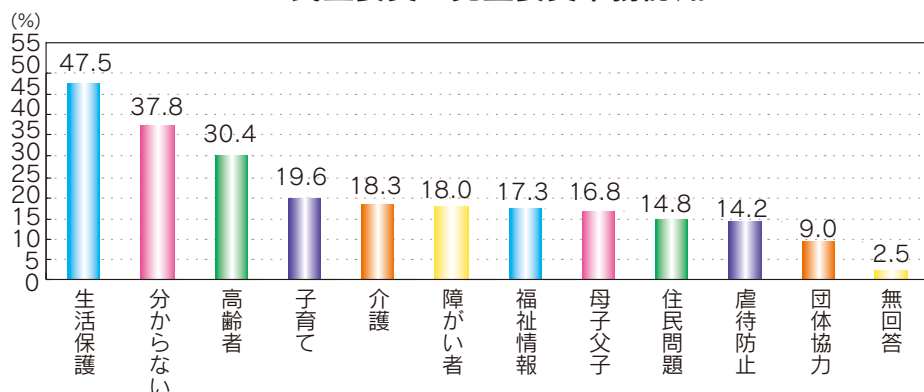
社協だより



《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員活動では、従来から行っている「生活保護に関する相談・支援」や「高齢者に関する相談・支援」という活動内容の認知が高く、新しい理念や福祉観に基づく民生委員・児童委員活動を住民が正しく理解できていません。

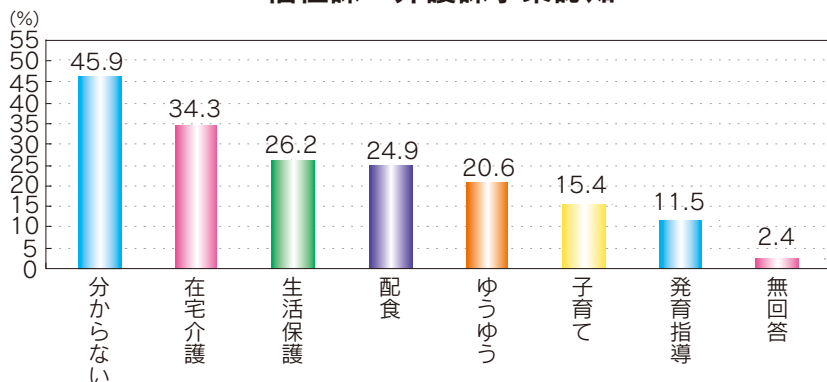
民生委員・児童委員業務認知



《行政による福祉事業》

行政の福祉事業に関しても、「分からない」と答えている住民が46%と最も多くなっています。認知している事業としては、「在宅介護者事業」、「生活保護に関すること」が挙げられています。認知度が高い事業とは住民にとっては、従来から知っている福祉事業や直接現在関わっている事業に留まっているということです。行政の健康福祉課、介護支援課が行っている新たな事業や事業全般となると、認知度はさらに低くなっています。

福祉課・介護課事業認知

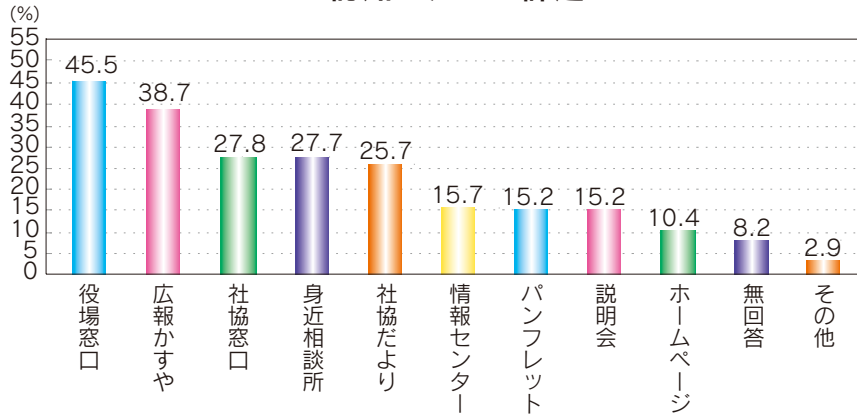


《認知のための課題》

こうした福祉事業や福祉サービスの存在を知るためには、『社協だより』や『広報かすや』の役割は大きく住民からも高く期待されているところです。また、こうした情報に関しては、機関紙だけではなく直接住民と向き合って情報を交換する場所としての「相談窓口・相談所」の設置に対する要望も高くなっています。その他の手法として、ITを活用した「ホームページ」の開設や読みやすい「パンフレット」作成などが挙げられています。つまり住民の主体形成にとって、「情報の提供」は情報公開・情報開示と併せて地域福祉を推進していく上で欠かすことのできない重要なファクターとなっています。

第3章 町民の福祉意識の調査

認知のための課題



一般的にもいわれていますが、社会福祉協議会が公的機関（行政の一部）と勘違いをしている住民が多いことも現実です。これからの地域福祉を推進していくなかで、住民・社会福祉協議会・行政の新たな協働関係を構築していくためにもそれぞれの役割と責任の明確化が求められています。またその役割と責任の範囲について、それぞれが連携し協議していくこともこれからの粕屋町の「福祉のまちづくり」にとって重要なことです。

3.1.4 ボランティア活動と住民の意識

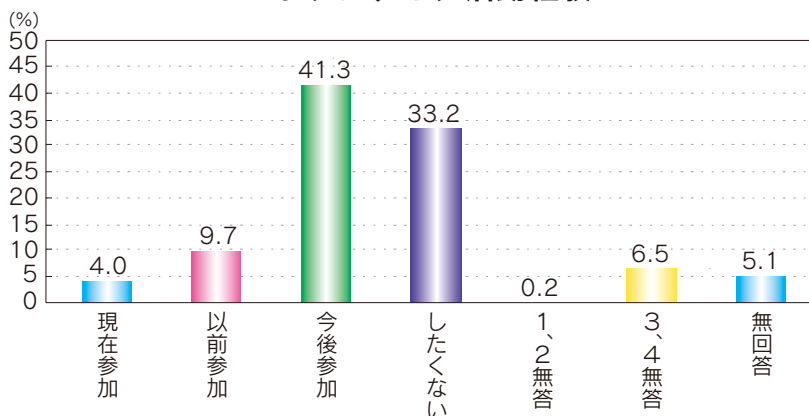
今回の調査では、粕屋町が少子高齢化・急速な都市化などを背景に、地域住民の関係性が希薄化し、地域の福祉活動や自治会活動に大きな影響を与えていることが明らかになりました。

しかし、ボランティア活動への質問を詳細に分析してみると、住民の中にボランティア活動への関心や意識が高まっていることについて多くの注目すべき点がありました。

《ボランティア活動経験》

若い働く世代の男性を中心に、「参加したことがないが、今後は参加したい」と答えている人の割合が高いということです。これまでは中高年の主婦層がボランティア活動の主体とされていて、男性は「仕事が忙しくそれどころではない」という理由で、否定的な存在でした。ここに来て団塊の世代の問題や社会的貢献など社会や企業が積極的にボランティア活動への関心を高めている背景があり、こうした追い風を受けて、中高年の世代の中に潜在的な動機を持っている人がいることがわかりました。

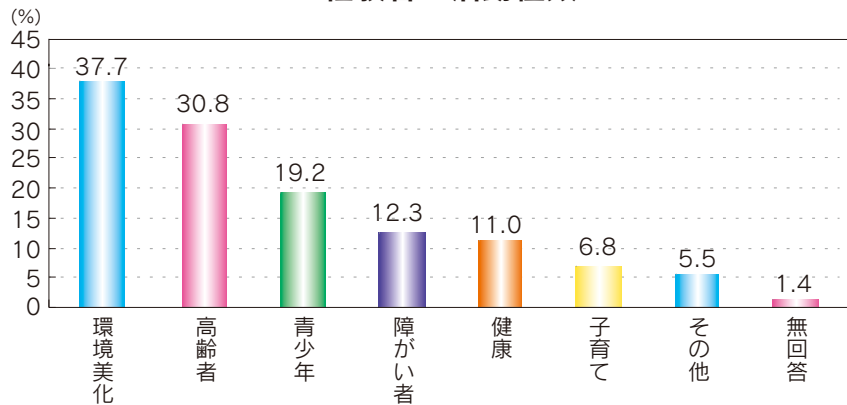
ボランティア活動経験



《ボランティア活動の種類》

女性ではライフステージごとにボランティア活動が浸透しています。従来、中高年の主婦層が多かったボランティア活動とされてきましたが、若い世代の人口の増加に伴い、乳幼児を持つ子育て真っ最中の若い年齢層の主婦にも、ボランティア活動への意欲が高いことが明らかになりました。子育てをしながら共に支えあう「子育てサークル」活動などを通してボランティア活動への参加の動機ともなっています。仕事に忙しい若い世代には、ボランティア活動への誘発動機として家族全体で参加できる機会をどう提供できるのかが鍵となりそうです。

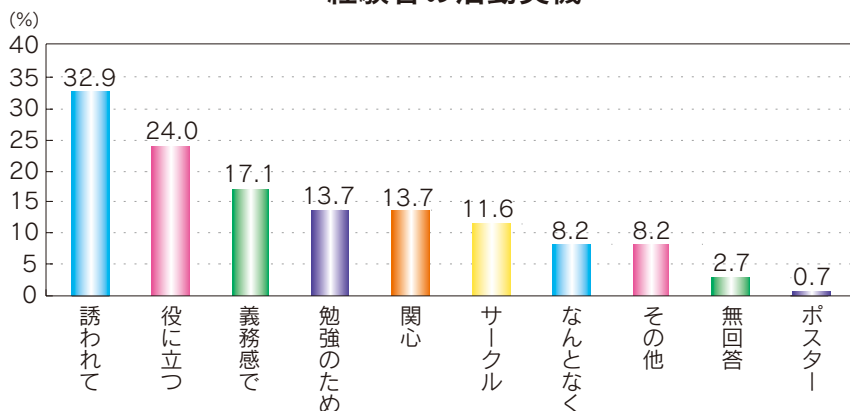
経験者の活動種類



《ボランティア活動の契機》

ボランティア活動への参加のきっかけや活動の動機が多様化しています。「知人に誘われて」が世代を問わず平均的に多く、2007年問題を抱える中高年世代では、「何か役に立ちたくて」、「勉強のため」といった自分自身への問い掛けなど、人生の意味を見つけ出す活動や退職後の地域とのつながりを見出す活動といった明確な目的をもっているということです。どの世代もボランティア活動に関するマインドが高く、参加を誘発するきっかけや動機などの条件が整えば、かなりの潜在的ボランティア人口がいることになります。

経験者の活動契機



第3章 町民の福祉意識の調査

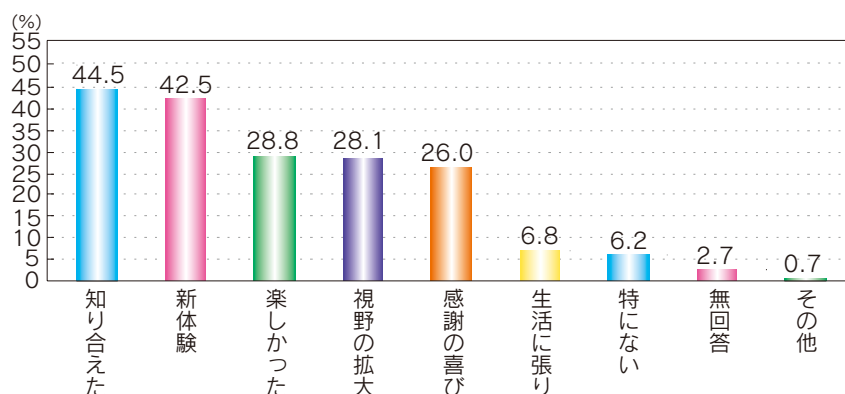
《ボランティア活動の成果》

ボランティア活動に自分の成長や豊かさなど、内面的志向を求めている人が多いようです。活動に参加してよかったことに、「多くの人に知り合えた」、「新しい体験ができた」などを挙げています。特に、男性では「多くの人に知り合えた」が高く、女性では「新しい体験ができた」が高くなっています。このことは男女のボランティア活動に対する動機の違いに起因していると考えられます。こうした体験が地域住民との接点となったり、新たな福祉活動へのきっかけになることが期待されています。

さらに退職後の身の振り方の選択肢の一つとしての地域への関わりがありますが、これまで地域とは関わってこなかったサラリーマンにとって、いきなり地域へ飛び込んでいくことは難しいことです。そこで、さまざまなボランティア活動への参加が、第二の人生への接点として注自されています。何らかのきっかけがあればボランティア活動に参加したいという意欲に応えることのできる仕組みづくりが求められています。

このようにボランティア活動は、これまでどららかというと、「人のため、社会のため」という慈善や奉仕の面にとらえられがちでしたが、本来、他人から強制されるものではなく、自分で考え、自分でできることを自ら進んで実践するということが大切にされなければなりません。そして、「自分のため」という自己実現の喜びにつなげていくことも大切です。また、ボランティア活動は人と人を結びつけ、支えあう地域の福祉力も養うことができるのです。

経験者の活動成果

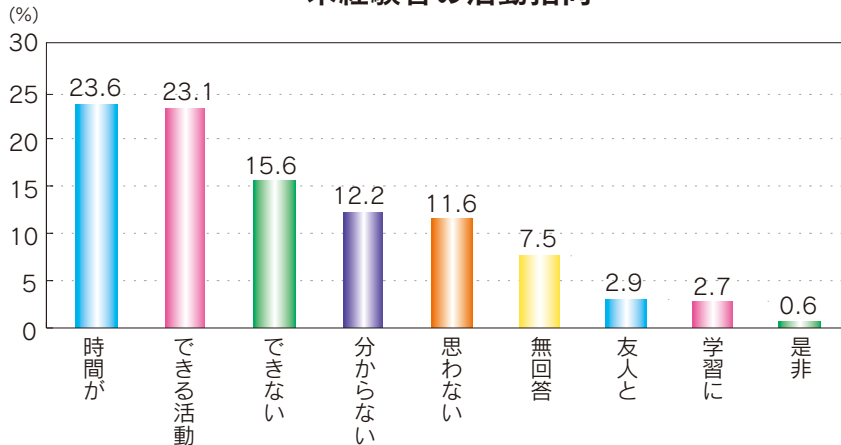


《ボランティア活動への指向》

ボランティア活動に参加したいという意思のある人は、どの世代も高い数値を示しています。その条件として、「時間ができれば」が働く世代に多く、その中でも20歳代の若者世代が最も多い世代です。このことを裏付けるように、「参加できない」という理由の中で、「仕事や生活のことで精一杯だから」、「時間がないから」が合わせて86%と非常に高い結果となっています。

次いで、「できる活動があれば」となっており、活動の内容次第では参加が増える可能性があることを示しています。

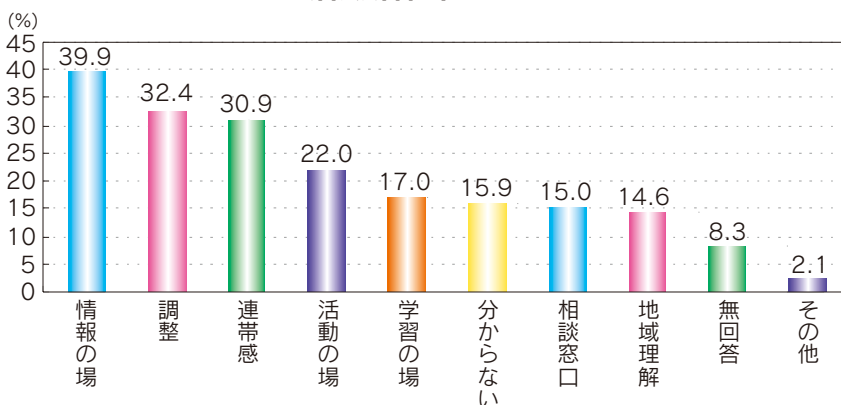
未経験者の活動指向



《ボランティア活動の活性化》

ボランティア活動を活発にするため何が必要か、という問いに対して、「情報」、「場所」、「学習」という活動の基本的要件とともに、そのことをうまく「調整」する機能や人（コーディネーター）の存在をあげ、さらにこうした活動を支える人の「連帯感」の大切さを感じているようです。

活動活性化のために

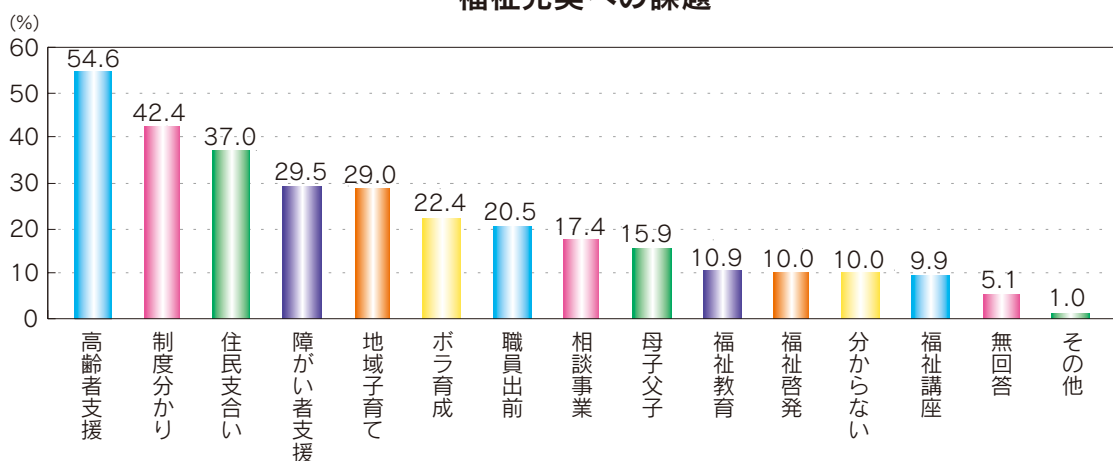


第3章 町民の福祉意識の調査

《福祉充実への課題》

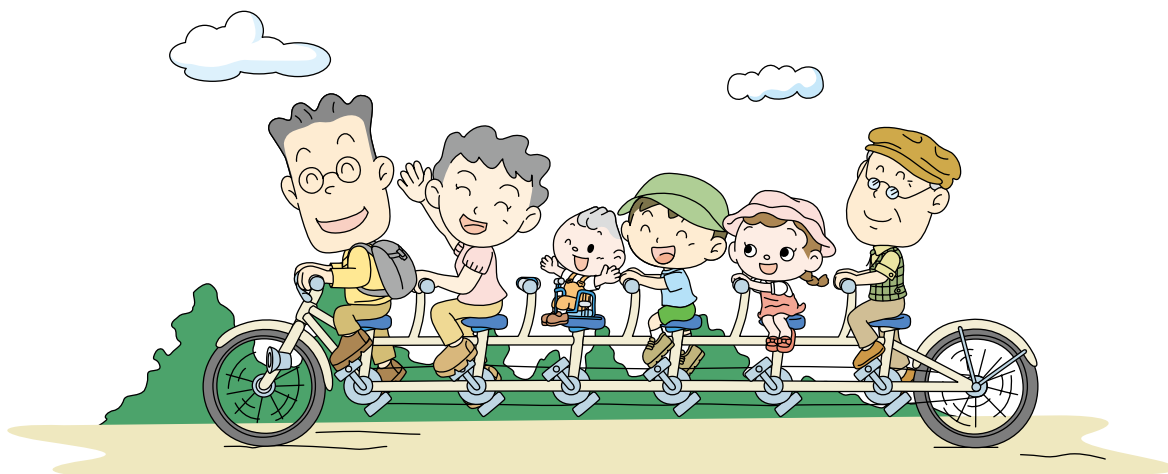
これからの福祉の町づくりに必要な取り組みに関しては、「高齢者・障がい者・母子、父子・子育て・住民」をキーワードに、その支援や仲間づくりなどを主な課題として挙げています。次いで、「福祉制度やサービスの情報提供」、「ボランティア活動を支える人づくりや支援」、「相談事業の充実」、「福祉教育の推進」、「住民と話し合う機会」、「福祉講座の開催」などが並列的に選択されています。このように地域における身の回りの生活課題や福祉課題に気づき、解決を目指して行動を起こそうとしている住民もその存在感を高めてきています。

福祉充実への課題



3.1.5 まとめ

少子高齢化と都市化した粕屋町の現状を踏まえて、これからの地域福祉を推進していくためには、「自分たちの町は自分たちで創造していくこと」ができる力を形成していくことが求められています。そのためには、地域住民が自らの地域と福祉に関心を持ち、地域社会にある生活課題や福祉課題に気づき、その地域課題を自分たちのこととして共有化し、同時に解決していくための目標設定と計画策定へとつなげていかなければなりません。



3.1.6 アンケートに見る福祉課題の選択

地域福祉活動のさまざまな課題を町民はどのように選んでいるのでしょうか。アンケート結果から福祉課題の選択の傾向を概観するために、基本目標別（後述）に改めてまとめなおしておきます。なお、表中の数値は各設問の回答割合（%）です。

基本目標	Q13:町の課題(%)	Q15:地域協力問題(%)	Q26:福祉充実課題(%)
社協体制	健康づくり=10.5		制度理解=42.4 職員出前=20.5 相談事業=17.4 福祉教育=10.9 福祉啓発=10.0 福祉講座=9.9
ボランティア			ボラ育成=22.4
高齢者	弱者環境=18.8 社会参加=14.3 独居老人=14.1 高齢者介護=12.6	独居老人支援=39.4	高齢者支援=54.6
障がい者	弱者環境=18.8 社会参加=14.3 障がい者生活=5.5	障がい者支援=29.5	障がい者支援=29.5
児童	遊び場=28.1 学校教育=19.4 家庭しつけ=18.6 共働き養育=14.9 母子父子=6.8 乳幼児=6.0 虐待防止=3.0	健全育成=42.0 子育て=19.4 母子父子=13.6	地域子育て=29.0 母子父子=15.9
地域	つきあい方=27.2 異世代交流=9.6 地域文化伝承=9.6	環境美化=42.2	住民支え合い=37.0

第3章 町民の福祉意識の調査

町民の課題選択は、想定する場や分野によって違いを見せています。

- ①町全体で見ると、「地域」と「児童」に課題評価の視点が向いている。
- ②地域で見ると、「地域」、「児童」、「高齢者」に重みが現れている。
- ③福祉面で見ると、「社協体制」、「高齢者」、「地域」に課題意識がある。

地域福祉活動計画では、これらの町民のニーズ指向を真摯に受け止めながら、バランスの取れた活動を展開する必要があります。

特にいずれの場面でも高い割合で選ばれている「地域」は、福祉活動を進める上で最も身近な場であり、地域福祉というこの計画の目的は既に住民の意識の中に潜在的に存在しているものと思われます。

3.1.7 校区別の町民特性比較

地域福祉活動は地域という括りを想定していますが、行政区毎の特徴をアンケートから見ることはサンプル数不足のためにできません。そこで、地域コミュニティとして最近注目されるようになった小学校校区毎に特徴を見ておくことにします。今後計画を実行するに際して、考慮すべき大事なポイントになるはずです。

なお、行政区の小学校校区割りは、次のようになっています。

《大川校区》：大隈、上大隈、江辻、戸原、朝日、長戸、内橋3

《仲原校区》：酒殿、甲仲原、花ヶ浦、乙仲原東、駕与丁

《粕西校区》：阿恵、柚須、サンライフ、乙仲原西、内橋1、内橋2、多の津

《中央校区》：若宮、原町、長者原上、長者原中、長者原下

因みに、校区毎の人口構成は次の通りです。

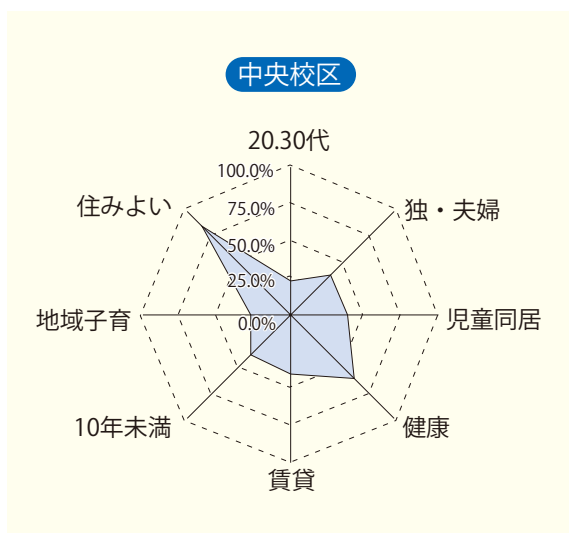
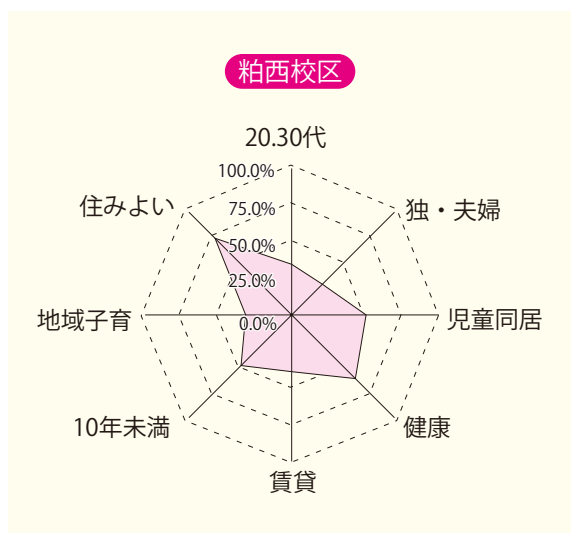
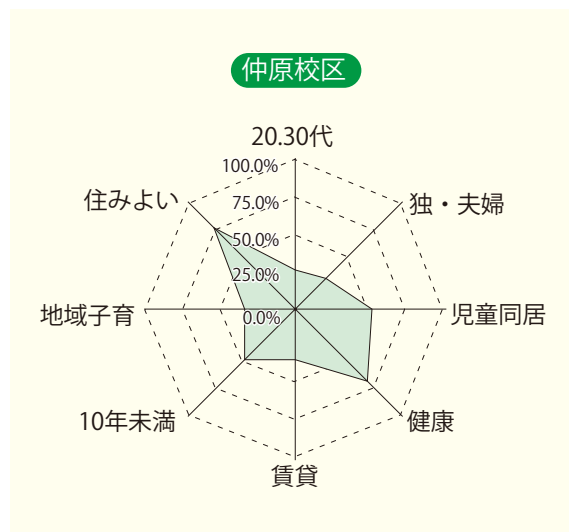
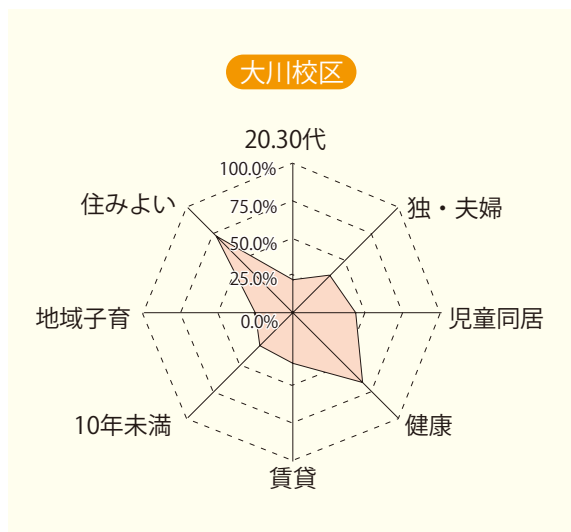
(平成 17 年 4 月 1 日)

小学校校区	世帯数	人口	児童生徒	高齢者	高齢化率	老人世帯	独居老人
大川校区	3,049	7,977	627	1,255	15.7%	188	173
仲原校区	3,464	9,366	805	1,406	15.0%	251	187
粕西校区	3,742	9,551	917	880	9.2%	170	124
中央校区	4,351	11,010	987	1,473	13.3%	266	254
合計	14,606	37,904	3,336	5,014	13.2%	875	738

大川校区、仲原校区で高齢化率が高く、粕西校区では低いという特徴が見えます。

(1) 20、30 歳代町民の校区別特性

若い町民について、「校区毎の人数割合」、「独身または夫婦世帯」、「児童と同居」、「健康自信」、「賃貸住居」、「10年未満居住」、「福祉課題として地域子育て選択」、「住み良い町と認知」、の8項目について比較してみます。

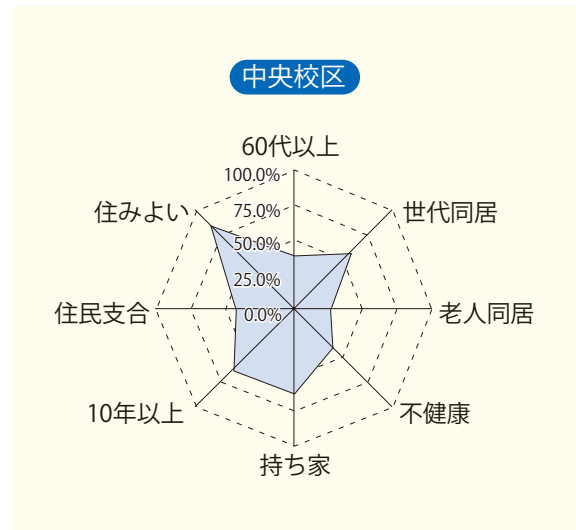
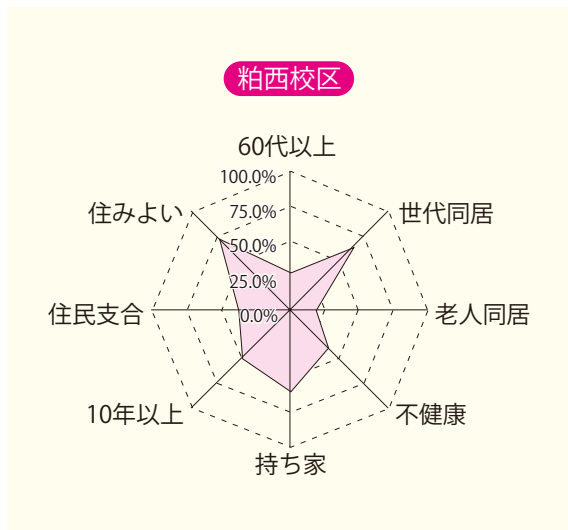
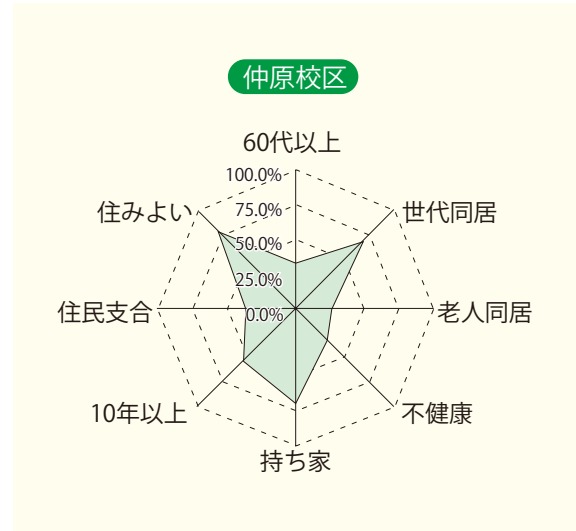
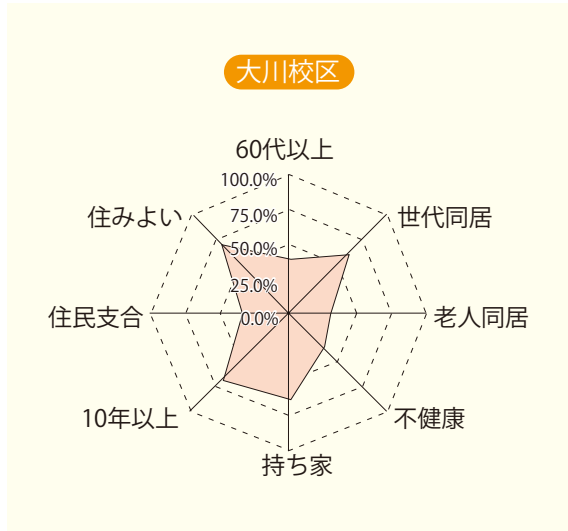


校区特性を見ると、大川校区と中央校区、仲原校区と粕西校区がそれぞれ類似していることがわかります。大川・中央校区では独り暮らしか夫婦のみの世帯が多く、仲原・粕西校区では居住年数10年未満の割合が高くなっています。若い世代の属性と見なすことのできる児童と同居、及び地域子育てへの要望は、仲原・粕西校区の方が高くなっています。児童福祉の活動を地域において進める際には、配慮すべき点です。

第3章 町民の福祉意識の調査

(2) 60歳以上町民の校區別特性

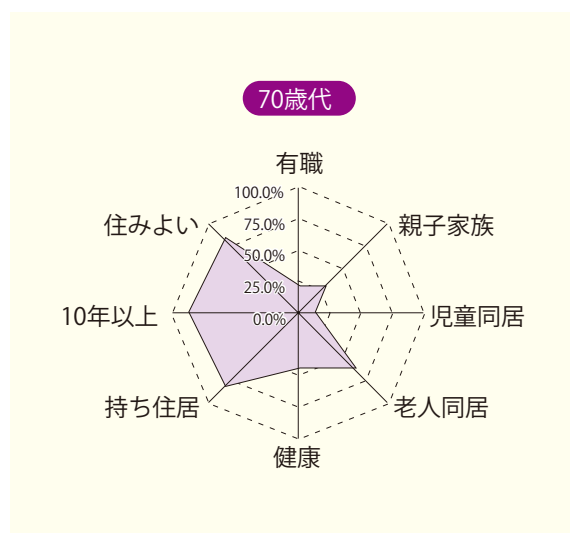
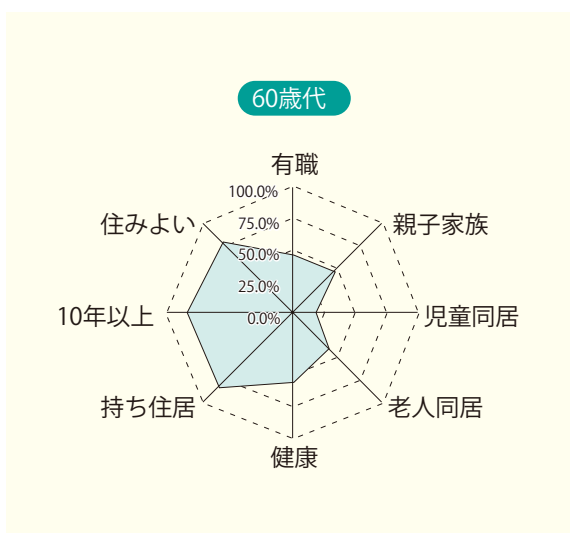
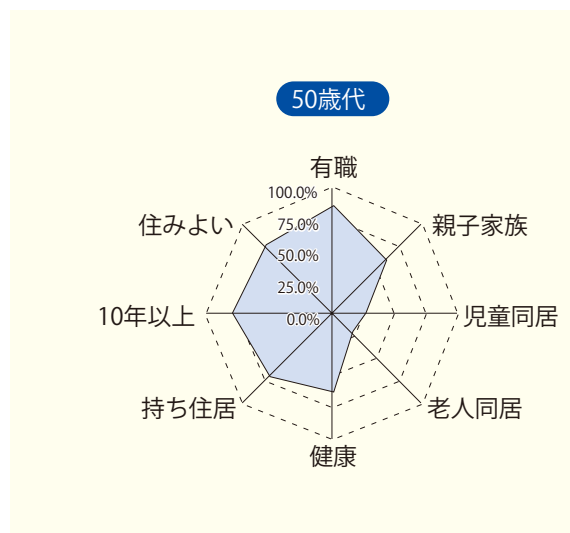
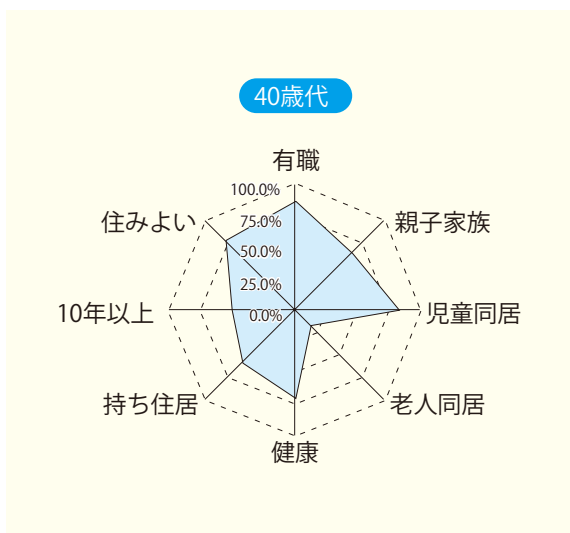
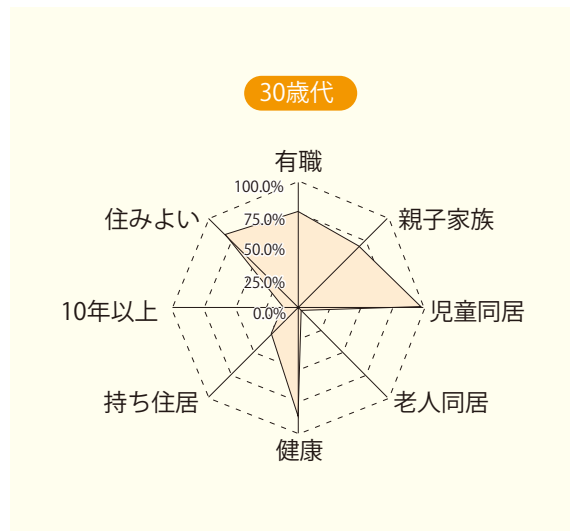
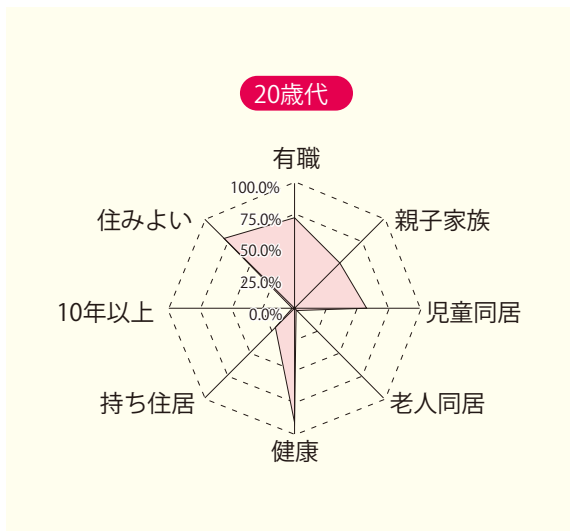
60歳以上の高齢の町民について、「校区毎の人数割合」、「世代同居」、「老人と同居」、「健康に自信がない」、「持ち家住居」、「10年以上居住」、「福祉課題として住民の支え合い選択」、「住み良い町と認知」の8項目について比較してみます。



校区特性を見ると、若い世代と同様に、大川・中央校区と仲原・粕西校区の二つのグループ分けが認められます。60歳以上の住民割合、10年以上居住の割合及び老人同居の割合に関して大川・中央校区の方が多くなっています。

3.1.8 年代別の町民特性比較

町民の手による福祉活動を進めるに当たっては、町民の個々の生活事情に合わせる配慮が必要になります。また、町民の特性をできるだけ細かに把握しておくことが効果的で適切な活動には欠かせません。そこで、職住や家族構成の姿を、「有職」、「親子家族」、「児童同居」、「老人同居」、「健康自信」、「持ち住居」、「10年以上居住」、「住みよい」の8項目で年代毎に概観しておくことにします。



当然のことですが、年代毎に大きく特性が変わっています。福祉といえば、高齢者、障がい者、児童という要援護者がイメージされますが、家族というつながりを考えると、あらゆる世代に身近なものであるということが分かってきます。

第3章 町民の福祉意識の調査

3.2 地域福祉座談会と関係機関等聞き取り結果

広く町民の福祉に関する意見や課題を集約するために、各行政区毎に地域福祉座談会を開催していただきました。社会福祉協議会の活動紹介をした後に、福祉サービスに対するご要望やご意見を伺うことができました。

また、福祉関係の機関や団体等から作業委員会の委員が聞き取りをして、今後の活動に参考になる示唆や事業運営の限界などについてお話していただきました。

その結果を簡単にまとめて列記しておきます。

3.2.1 社会福祉協議会関係

- 社会福祉協議会の窓口をオープンな形にしてほしい。
- 福祉センターを日曜日にも開館してほしい。
- 巡回バスは若干の使用料を取ってもいいので、運行回数を増やしてほしい。
- 個人情報の保護に気を遣うようになった。
- 頼る福祉ではなく、自立した福祉を推進すべきではないか。
- 2007年問題もあり、中長期的な展望を持った計画が必要である。
- 福祉という言葉に堅苦しいイメージがあるので、払拭すべきである。
- 福祉に関する情報が不足しているように感じる。
- 働いている世代に向けた福祉学習をしてほしい。
- 福祉に関する入門講座のような機会が設けられてもいいのではないか。

3.2.2 ボランティア活動関係

- ボラ連窓口が3時以降閉鎖されるので、急な支援要請に対応できない。
- ボランティア活動の窓口の統一化が望ましい。
- 有償のボランティア活動もあってよいのでは。
- 活動の必要経費については何らかの予算化や補助があるべきではないか。
- 民生委員・児童委員や福祉委員との連携・交流が不足している。
- 要支援者との交流の機会が少ないように思われる。
- ボランティア活動に地域通貨の活用も取り入れたらどうか。
- 男性のボランティアをもっと増やすことを考えるべきである。
- 支援ニーズの情報の発信が無いと活動ができない。
- ボランティア活動への参加を受け入れる窓口を整備充実してほしい。
- 求められている活動内容や実施されている活動をもっと広報してほしい。
- 土曜日の公民館での保育をしてほしい。
- 託児ボランティアの活動が望まれる。
- 手軽にできる奉仕活動などを導入してはどうか。
- ボランティアに対する専門研修の機会がほしい。
- 児童・生徒も参加できる友愛訪問などで、ボランティア教育ができる。

3.2.3 高齢者福祉関係

- 老後の福祉に対する提案などを積極的に示してほしい。
- 近隣の互助関係は日々の安心をもたらしてくれている。
- 会合の場所確保や参加のための交通手段に不便を抱えている。
- 活動には医師会などとの連携が必要な場合がある。
- 高齢者の引きこもりに対して何か手立てはないだろうか。
- 昼間に一人っきりになる高齢者もいるが、見守りは。
- 高齢者の生活住居が悪化していることもあるが、支援は。
- 食材の買い物などの手伝い体制はできないだろうか。
- 高齢者の特技を生かす機会や場所を整備しては。
- 文化伝承のために世代間交流をもっと進めるべきでは。
- 高齢者を対象とした IT 講習も、福祉情報を知るための一助になるのでは。



第3章 町民の福祉意識の調査

3.2.4 障がい者福祉関係

- 他の団体との交歓交流を持ち、連携を進めることも必要ではないか。
- 障がい者も参加できるような事業の展開が図られるべきである。
- 就労の場の確保や自立支援施設の整備が不可欠な支援である。
- 障がい児のいる家庭では長期休みの保育支援が切望されている。

3.2.5 児童福祉関係

- 子ども広場の整備充実が待たれている。
- 110番の家が有効に機能しているのか心配である。
- 若い親と経験のある親OBとの出会いの場が少ない。
- 専門家の指導による子育て支援活動を広く進めることが望ましい。

3.2.6 地域（行政区）活動関係

- 自治公民館の開放が望まれる。
- 行政区独自の福祉活動も考えられるのでは。
- 災害緊急の体制を作ってもらえれば、安心できる。
- 自主パトロールや巡回連絡網なども地域の安全には必要では。
- 新旧住民の融和を促進するあいさつ運動などを積極的に進めてほしい。
- 世代間の交流ができるような事業を企画してほしい。
- 犬の糞処理など環境美化を徹底できるような活動はできないか。
- 自治公民館で、防犯や交通安全の教室などを開けないか。
- 自治区行事への参加が少ないことに対応できる方策は。

今後の計画の推進に当たり、事業運営の中で町民の声が活かされていきます。一朝一夕にはいきませんが、適切な機会に具体化されるはずです。



第4章

地域福祉活動計画の体系

4.1 基本構想

4.1.1 計画目的

4.1.2 基本目標

4.2 基本計画大綱

4.3 第4次粕屋町総合計画との連携

第4章 地域福祉活動計画の体系

福祉に関する状況を見極め、町民の声を取り入れ、今後の粕屋町社会福祉協議会による福祉活動が進むべき方向性を、計画という形で以下のように策定します。

4.1 基本構想

4.1.1 計画目的

地域福祉活動計画が目指す目的を、次のように設定します。

「自らの行動で創造する福祉地域」
～安心と生きがいのあふれる地域を目指して～

福祉とは第一義的には幸福の意です。普通には公的扶助やサービスによる生活の安定・充足です。この公的扶助すなわち公助という部分に最近は限界が見えてきて、新しく共助という概念が登場してきました。共に助け合うという行動は地域生活の中において可能になります。地域福祉の意味はそこにあると考えることができます。地域に住む人びとが自らの手で福祉地域を創造することが求められているのです。

人が幸せであるためには、自らの意志が尊重され、安心できる触れ合いがあり、和やかに語り、生きがいを持ち、明日の楽しみに向かって、懸命に生きていくことができることです。目指している福祉地域とはそのような暮らしが可能になる地域です。

4.1.2 基本目標

福祉地域を創造しようという目的を実現するためには、適切な活動目標を設定しておかなければなりません。身近で分かりやすい福祉活動とそれを支える体制の整備を本計画の5年間に成し遂げる基本目標として掲げます。

①体制整備

社会福祉協議会が主体性を持ち地域福祉活動計画の定着を目指し、福祉活動への町民参加を促進するためにボランティアセンターを立ち上げ、地域の基本単位である自治区での福祉活動がより一層推進するような支援のできる体制を整えます。

②基盤整備

体制整備の一環として、社会福祉協議会における人材と資金面での充実が最も重要な課題です。新しい事業への展開等も視野に入れた整備計画を促進します。
(計画のまとめでは、①体制整備に含めます)。

③情報整備

組織が円滑に機能するためには、活動している一人一人が自らの役割とその価値を明確に意識していることが必要です。さらに町民の福祉活動に関する理解を図るためにも、情報の共有が必要です。そのためのネットワーク機能を充実します。

④ボランティア育成

地域福祉の根幹は助け合いであり、その先導を担うものとしてボランティアによる福祉活動が期待されます。ボランティア人口を拡大するために教育訓練の機会を整え、さらに活動を定着するために組織の拡充を推進します。

⑤高齢者福祉活動

当面する福祉環境の特徴の一つは長寿化であり、豊かな老後の暮らしは社会の願いです。高齢者が生き生きと輝いている福祉地域であるために、必要な支援を充実整備します。

⑥障がい者福祉活動

障がいをもつ人とまわりで支えている人が安寧に生きていくことのできる地域こそが福祉地域であるという認識のもとに、人びとが障がいと真っ直ぐに向き合い、共に生きていくことを喜びとするように活動を展開します。

⑦児童福祉活動

子どもは次代を担う者であるというだけでなく、子どもの存在自体が明るい地域環境の源泉です。子育て環境の充実は福祉地域の創造には欠かせない活動であるとの認識の下、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで担う活動を充実します。

⑧住民福祉活動

福祉といえば、助けを必要とする人と支援する人との間にあるものというのが普通のイメージです。そこで多くの方は、自分は福祉とは無縁だと考えています。本当に無縁なのかを考えれば、そうではないことはすぐに分かります。誰もがお互い様で助け合って暮らしています。この計画の基盤に据えた「知り合い、助け合い、学び合い」は日常の暮らしの随所に織り込まれています。ことさら計画に盛り込まれるような事業活動だけが地域福祉活動ではありません。

また、計画に現れる要援護者の後には多くの方が連なっています。事業化された福祉活動は住民に対して福祉についての認識を再確認するきっかけとなり、その結果として福祉地域を創造する自発的な動きが生まれるという期待があります。

したがって、一般の町民に対する福祉活動については、支援者としての立場、要支援者としての立場として各事業計画に埋め込むようにします。



第4章 地域福祉活動計画の体系

4.2 基本計画大綱

各基本目標に向かう計画体系を組み上げるために、活動の内容を表す三つの指針を提示することにします。まず地域福祉活動計画を策定するためには、「地域」という言葉を読み解いておく必要があります。地域の機能を考えると、

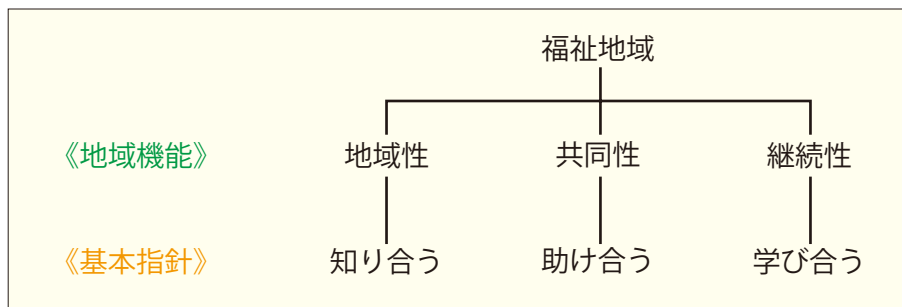
- ①寄り添って暮らしているという「地域性」
- ②お互いに支え合っているという「共同性」
- ③世代間の交流が活力を生み出すという「継続性」

という要素を想定することができます。

町民一人一人の行動として表現をすれば、地域性とは老若男女が「知り合うこと」、共同性とは「助け合おうとすること」、継続性とはお互いのしあわせに貢献する喜びを「学び合うこと」といえます。

地域が壊れているといわれている今、この三つの機能を新しい時代に添った形で再構築する活動が必要であり、その作業を進めるテーマとして「福祉」を採用することが、必然的に計画策定となります。すなわち、地域福祉を進めるためには、地域が備えている機能の上に福祉活動を積み上げることが最も基本的な設計指針になります。

以上のことを図式化すると、次の図のようになります。



この基本指針を縦軸に、基本目標を横軸に設定することによって、具体的な基本計画の全体を構築することができます。基本計画の大綱を次表に示します。



基本計画の大綱

社 会 福 祉 協 議 会		④ボランティア
社会福祉協議会が主体となって福祉体制に目配りをすべき事項を掲げる		
①体制整備	地域福祉活動計画 生活環境の整備 機関団体との連携 体制の強化	VO 組織整備 VO 活動充実 VO 活動育成
②基盤整備	財政基盤強化 施設管理	
③情報整備	組織活動に不可欠である情報の流れをまとめる 情報の収集（地域融和促進） 情報の提供（情報充実強化） 教育と啓発（福祉意識向上）	

基本指針	自らの行動で創造する福祉地域			
	⑤高齢者	⑥障がい者	⑦児童	⑧住民
知り合う	地域の自立は住民の横の連携が必要であり、知り合う場と機会の確保を図る			
知り合う	地域融和促進 地域ネット整備	地域融和促進 団体組織整備 地域ネット整備	地域融和促進 活動広報 地域ネット整備	地域融和促進 (左の諸事業に内包)
助け合う	地域の自立は住民の協力関係により維持され、助け合う場と機会の設定を図る			
助け合う	生活環境支援 生活支援充実	生活環境支援 生活支援充実	生活環境支援	生活環境支援 (左の諸事業に内包)
学び合う	地域の自立は住民の縦の連携により生き続け、学び合う場と機会の整備を図る			
学び合う	学習活動充実 福祉教育推進 地域福祉充実 体制強化	学習活動充実 制度理解促進 福祉教育推進	学習活動充実 地域福祉充実	学習活動充実 (左の諸事業に内包)



第4章 地域福祉活動計画の体系

4.3 第4次粕屋町総合計画との連携

粕屋町民のための福祉活動は、町行政が進めている「第4次粕屋町総合計画」における福祉領域の目的と社会福祉協議会のそれとの整合性によってより一層の充実が果たされるものです。そこで、総合計画における福祉に係る項を以下に抜粋します。

2. 誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち

町民の社会参加が進み、誰もがそれぞれの立場で生きがいを持って暮らすことができる地域づくりが求められています。

病気になっても、年をとっても、子育てをはじめても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域社会の実現を目指します。

1. いきいき暮らせる健康づくり

- (1) 医療
- (2) 保健

2. 高齢者がいきいき暮らせるやさしい地域づくり

- (1) 介護保健制度の推進
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 高齢者の生きがい対策及び雇用の拡大

3. 障がい者がいきいき暮らせるやさしい地域づくり

- (1) 障がい者（児）福祉

4. 子育て世代がいきいき暮らせるやさしい地域づくり

- (1) 子育て支援

5. 心豊かに暮らせる地域づくり

4. 交流と助け合いによるお互いを大切にしあえるまち

本町では、様々な団体活動も活発に行われていますが、一方で都市化に伴う地域コミュニティの低下が課題となっています。

子のため、次代を担う子どもたちの育成、高齢者や障がい者がいきいき暮らせる環境づくりなどにおいて、地域コミュニティの重要性が再認識されています。そのために、新しい地域のつながりを創出する「知り合い」、「助け合う」関係を築き、人を育て、誰もが地域で安全に安心して暮らせるよう、町民一人ひとりが相互に支え合う地域ぐるみの取組を進めます。

2. まちづくりを支える人づくり

- (1) ボランティア・NPO

地域福祉活動計画の基本目標と指針は、総合計画と整合しており、なおかつ行政当局と社会福祉協議会の活動が相補的に連携する関係にあると認めることができます。

第5章

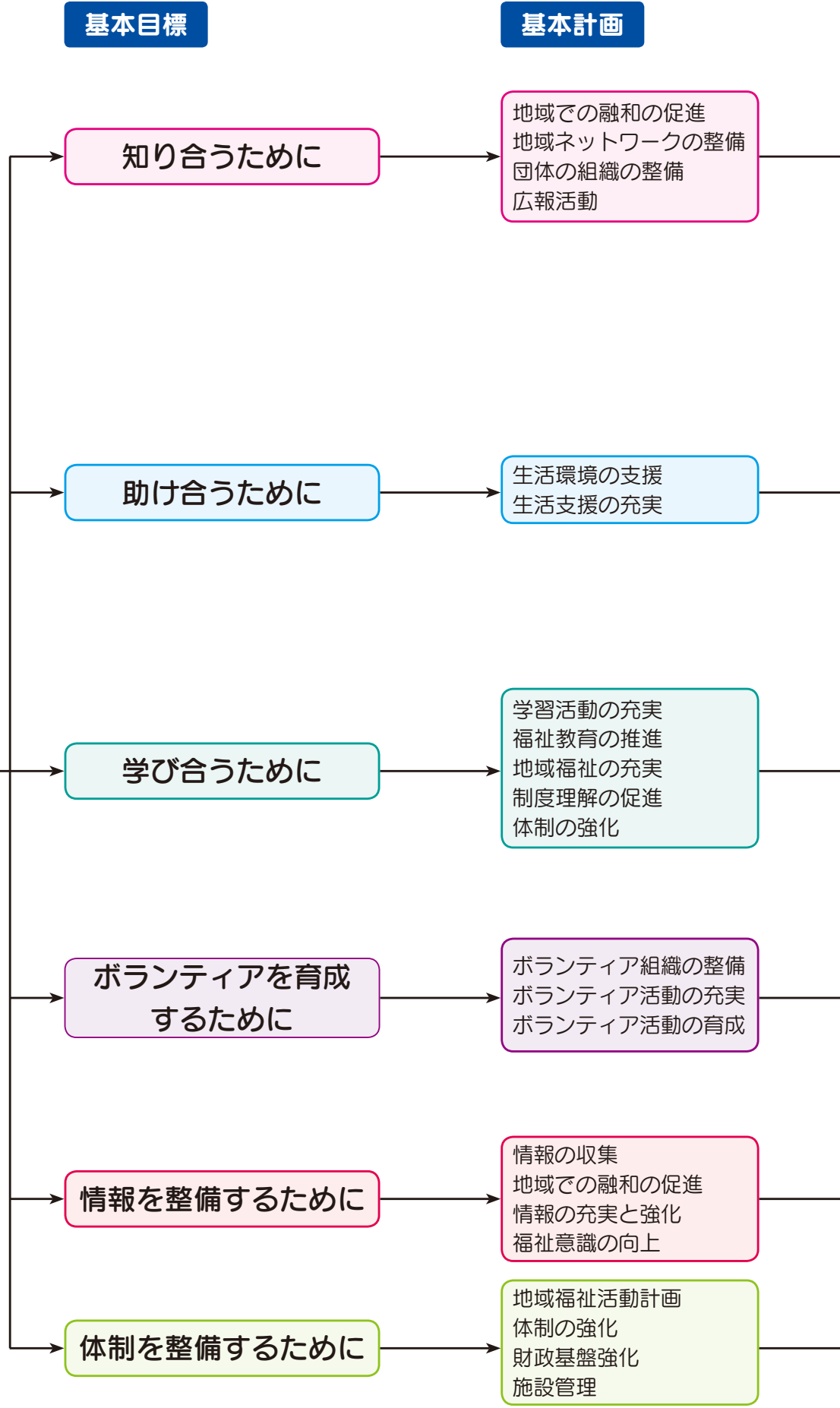
基本計画

- 5.1 推進体制の整備
- 5.2 福祉情報の整備
- 5.3 ボランティアの育成
- 5.4 高齢者福祉活動
- 5.5 障がい者福祉活動
- 5.6 児童福祉活動

第5章 基本計画【粕屋町地域福祉活動計画体系図】

「自らの行動で創造する福祉地域」
 安心と生きがいあふれる地域を目指して

- お互いが顔見知りになる地域
- お互いが助け合う地域
- お互いが学びあい役立ちあう地域



■各種団体の支援■バスハイク(ひとり暮らし高齢者・ひとり親世帯・知的障がい・身体障がい者・精神障がい者)
 ■ふれあいサロン■**ゆうゆうサロン**■ひとり暮らし高齢者と語る会
 ■各種大会の実施(シルバーゲートボール大会・シルバー囲碁大会・演芸大会・菊花展・障がい者スポーツ協会・郡身障者ゲートボール大会補助)
■高齢者スポーツ大会の開催■電話訪問の実施■友愛訪問活動の実施■ひとり暮らし高齢者弁当配付
 ■在宅寝たきり友愛訪問(高齢者・障がい者)■**食の自立支援サービス**■**在宅介護者交流事業**
 ■身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業■さた・すて■各種イベントへの障がい者団体参加
 ■各団体の活動の場の確保■障がい者団体連絡会議の開催■**子育てサロン**ぼかぼか■**親子オープンルーム**
■園庭開放■**子育て学級**■**育児サークルへの活動支援**■**ママのドクター教室**■親子オープンルームの運営・支援
 ■幼稚園発表会■**うておて塾**■寺子屋方式交流による文化伝承■環境美化活動の推進■**消防・警察・病院との連携**
 ■ボランティア広報活動の推進(ポラ連だよりの発行・社協だよりの活用・広報かすやの活用・ボランティアハンドブックの作成)
 ■情報の発信(子育て・障がい者関係)

■ホームヘルプサービス事業(介護保険・障がい者・対象漏れ)■**車椅子貸出**■**寝具洗濯サービス事業**■敬老祝い金
■敬老祝い金■日常生活用具給付■**補装具の交付・修理**■**介護用品給付サービス事業**
■訪問歯科検診■**訪問理髪サービス事業**■**福祉手当支給**■**重度心身障がい者介護手当支給**
■福祉タクシー料金補助支給■**すみよか事業(住宅改造)**■**住宅改修費補助(生活支援)**
■在宅心身障がい(児)者介護用品給付サービス■**災害緊急時対策体制の整備**■**地域の災害時のネットワーク**
■緊急通報装置の貸与■**徘徊高齢者等位置検索サービス**■**はり・きゅう費補助**■**敬老祝賀会の支援**
■紙おむつ給付■**補聴器購入補助**■**福祉用具購入補助**■**在宅介護者ねぎらい手当**
■高齢者雇用の促進■**手話通訳派遣**■**音訳活動**■**地域福祉権利擁護事業**■**成年後見制度**
■生活福祉資金貸付事業■**乳幼児訪問**■**つくしんぼクラブ(1歳半から2歳半)**■**さくらんぼ(2歳以上)**
■たんぼぼ(5歳から6歳)■**ことばの教室**■**学級担任サポート**■**小児精神発達相談**
■赤ちゃんラブコール■**学童保育の実施**■**子ども広場・幼児公園の整備**■**待機児童の解消**
■空き教室の有効利用■**町内巡回福祉バス**■**移送サービス事業**■**在宅就学児クリスマスプレゼント**

■**シルバー教室**■**IT利用教育**■**障がい者研修会(合同研修会・障がい者別研修会)**■**初級手話入門講座**
■子育て支援事業■**ハッピーエンジェルの会**■**ブックスタート類似事業**■**日曜日パパと遊ぼう**
■パパとママのたまご学級■**日曜パパとママのたまご学級**■**性教育**■**総合学習支援**■**福祉読本の配布**
■地域青少年育成事業■**学生ボランティアの育成**■**子どもボランティア体験学習**■**中学生体験学習**
■障がい者疑似体験の実施■**福祉協力校活動支援**■**行政・団体・企業との連携**■**高齢者保健福祉計画の推進**
■障がい者計画策定■**町民対象福祉研修会**■**小地域活動に関する学習会の開催**■**防犯・防災教室**■**福祉委員研修**
■福祉教育の推進■**障がい者の日**■**月間ポスター(児童福祉・高齢者)**

■**ボランティアセンターの設置**■**コーディネーターの配置**■**運営委員会の設置**
■町内関係機関との調整と連絡の会議■**センター窓口の充実(相談・登録・斡旋)**■**地域ボランティアの支援**
■ボランティア活動保険加入■**ボランティア団体の研修支援**■**防犯ボランティアの支援**
■ボランティア活動拠点の確保■**災害ボランティア体制の確立**■**地域連絡網の設置**
■災害マニュアルの作成■**福祉救護ボランティア活動の促進**■**託児ボランティアの組織化**
■子育てサポーター養成講座■**地域見守り活動**■**出前ボランティア講座**■**ボランティアの育成**
■ボランティア入門講座■**ボランティア専門講座(資格)**■**リーダー研修**■**図書館ボランティアの支援**
■学童ボランティア養成

■生活実態調査■**訪問活動**■**町民意識調査(施設、病院)**■**利用者情報の整備**■**要援護者生活実態調査の実施**
■福祉サービス事業の点検評価■**医療情報の収集と整理**■**健康情報の収集**
■地域福祉情報の発信(地域福祉活動計画ダイジェスト版の作成・配布・ホームページ開設・座談会・各種団体への情報提供・民協の紹介・連携)
■火災事件・災害情報の収集■**緊急情報の通報体制の整備**■**社協事業の広報活動**■**社協だよりの充実**■**福祉総合相談所の設置と充実**■**心配事相談の充実**■**障がい者当事者による相談**■**パンフレットの作成・配布**■**公民館講座との連携**

■要約版の作成■**座談会の実施(各種団体・自治公民館)**■**実施状況報告・広報活動**■**各種団体との連絡・協働**
■区長と福祉委員の連絡会■**理事・評議員の選任区分の検討**■**福祉委員制度の充実**■**職員の増員**■**理事研修会の充実**
■評議員研修会の充実■**職員の研修会、勉強会**■**情報ネットワークの推進**■**賛助会員の拡大**
■赤い羽根共同募金運動の推進■**収益事業の検討**■**公的助成の充実**■**粕屋町福祉センター効率的な運営**



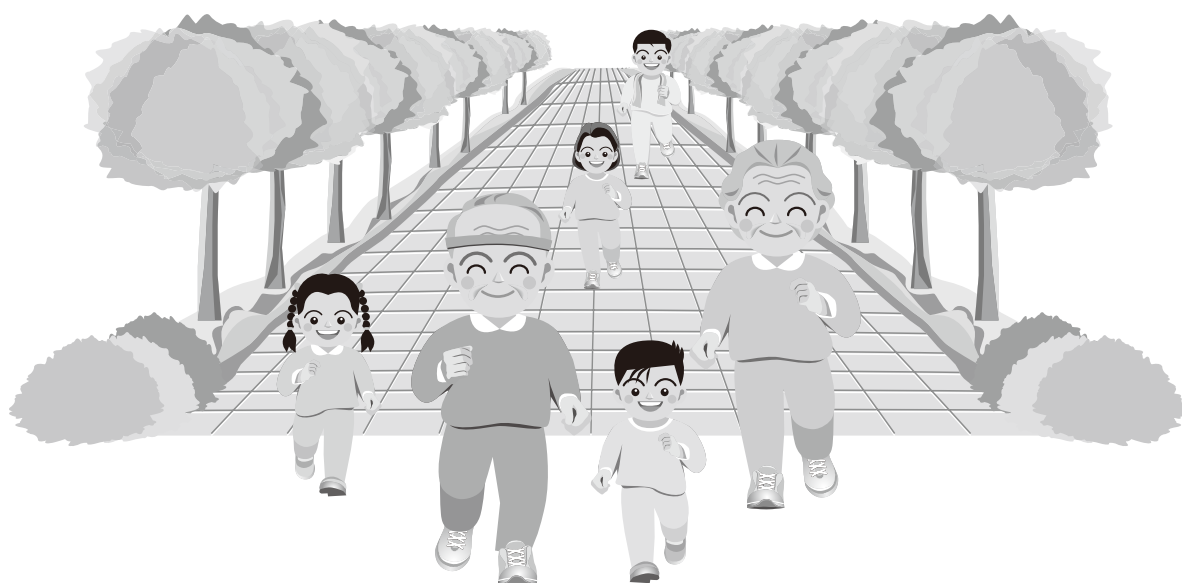
5.1 推進体制の整備

推進体制の整備

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有	
地域福祉活動計画	地域福祉活動計画の周知を図り、その進捗を町民に報告します。	地域福祉活動計画ダイジェスト版の作成・配布	町民の方へ周知を図るために計画書のダイジェスト版を作成し、全戸配付を行な	新規実施	↑				社協	情報	
		座談会の実施 ・各種団体 ・自治公民館	各種団体及び希望区に対し、計画書をもとに説明会と協力・推進に努めます。	新規実施	↑				社協 各種団体		
		実施状況報告・広報活動	新規事業に関して、社協だよりに掲載し広報を行ない情報提供を図ります。	新規実施	↑					社協	
		ボランティア活動保険加入	安心して活動を行えるようにボランティア保険の加入促進を行ないます。	継続	↑					社協 センター	ボランティア
		空き教室の有効利用	空き教室の有効利用について市町村に働きかけます。							社協	
各種団体支援 ・区長会 ・民生委員・児童委員会 ・ボランティア連絡協議会 ・老人クラブ連合会 ・各障がい者団体 ・婦人会 ・食進会 ・遺族会 ・自治公民館(新) ・青少年関係団体	福祉関連の活動を実践している団体・組織に対して必要な資金等の支援を行ないます。	各種団体支援 ・区長会 ・民生委員・児童委員会 ・ボランティア連絡協議会 ・老人クラブ連合会 ・各障がい者団体 ・婦人会 ・食進会 ・遺族会 ・自治公民館(新) ・青少年関係団体	団体への補助を含めた支援を行ないます。	継続 見直し	実施			↑	社協	ボランティア 障がい 高齢者	
			各団体に対して、活動の場の提供を行なっています。	継続	↑					社協	高齢 障がい 児童 ボランティア

環境	生活環境の整備	福祉のまちづくりを 目指した事業を 実施します。	町内巡回福祉バス	交通手段として、福祉バスを運行します。 利用者の利便性・増加を図るため運行内容 等については、随時行政と協議を行ないま す。(月～金 運行 祝日運休)	継続	↑	社協	健康福祉課	高齢
		子どもを育てやす い町を目指した事 業・活動を進めま す。	移送サービス事業	車椅子を利用されている方へ、外出を支 援し社会参加の促進を図ります。 (登録制)	継続	↑	社協 移送サービス ボランティア ボラ連	健康福祉課	高齢 障がい
			環境美化活動の推進	地域の環境美化活動を行ないます。	継続	↑	ボラ連		
			託児ボランティアの組織化	講演会などの一時的な預かりに対応でき るボランティアの組織化し町民参加によ る支援活動を行ないます。	継続	↑	センター		児童 ボランティア
			子ども広場・幼児公園の整備	子ども広場・幼児公園の整備について市 町村に働きかけます。			社協		
			待機児童の解消	待機児童の解消について市町村に働きか けます。			社協		
連携	機関団体との連携	町民の福祉を支え る組織・団体の協 力を体制を整備しま す。また、町民の 福祉を向上させるた め、福祉関係者間 の連携を充実しま す。	各種団体との連絡・協働 ・行政機関 ・民生委員・児童委員会 ・包括支援センター(新) ・シルババー人材センター	各種団体との会議・連携を図り事業の効 率的な実施に努めます。 また、福祉ニーズを共有し効率的実施に 努めます。	推進	↑	社協	行政	高齢
			町民対象福祉研修会	町民向け福祉研修会を開催するため調査 ・研究を行います。			社協		情報
			福祉委員研修	福祉委員の資質を向上させるため、研修 会を行います。	継続	↑	社協		
			消防・警察・病院との連携	緊急時の消防・警察・病院との連携につ いて市町村に働きかけます。			社協		
			防犯・防災教室	防犯・防災教室について市町村に働きか けます。			社協		
			災害緊急時対策体制の整備	災害緊急時対策体制の整備について市町 村に働きかけます。			社協		高齢 障がい
			地域における災害時ネットワーク	地域の災害時のネットワークの整備につ いて市町村に働きかけます。			社協		高齢 障がい

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有		
連携	町民の福祉ニーズを共有化するため、福祉関係者間での連携を充実します。	区長と福祉委員の連絡会	地域福祉の充実のため、情報交換・交流を図るため調査・研究を行います。		調査				社協 区 福祉委員			
社協	体制の強化	理事・評議員の選任区分の見直し	社協基本理念に立ち、町民の声が届き、役割を担える理事・評議員の選任区分と方法を随時見直します。	継続				↑	社協			
		福祉委員制度の充実	福祉委員制度を充実させるため、現行制度の見直しを含めた充実を図ります。	強化				↑	社協 区			
連携	社会福祉協議会の充役職員の研修を充実します。	職員の増員	多種多様になる福祉ニーズに対応できるよう職員の増員について、行政に対し理解を求めます。	継続				↑	社協	健康福祉課		
		理事研修会の充実	ニーズに応えるための福祉活動の検討、企画、経営を健全に行い安定した経営に努めます。	継続				↑	社協			
		評議員研修会の充実	理事会の運営状況、社協の情報を的確に捉え広い視野にたつて、論議を行ないます。		継続				↑	社協		
		職員の研修会、勉強会	さまざまな福祉ニーズに対応出来るよう職員の自主的な学習会を行い、情報の共有化を図り、質の向上に努めます。	継続				↑	社協			
		情報ネットワークの推進		ハード・ソフトの両面から事務処理の効率化を目指すための調査、研究を行ないます。	調査					社協	行政	
		賛助会員の拡大		自主財源を確保するために、理解を頂きながら会員制度の充実を目指します。	推進				↑	社協		
		赤い羽根共同募金運動の推進		共同募金の趣旨と理解を図り、募金運動の推進を図ります。	推進				↑	社協 区 関係団体		
		収益事業の推進		福祉ニーズに対応できる財源を確保するために、収益事業の検討を図ります。	推進				↑	社協		



5.2 福祉情報の整備

福祉情報の整備

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有
地域の融和促進	粕屋町の活力を福祉活動に生かすため、実態調査活動を実施します。また、福祉ニーズの把握のために、対象を限定したきめ細かな調査を実施します。	各種調査 ・生活実態調査 ・訪問活動 ・町民意識調査（施設、病院） ・要援護者生活実態調査の実施	福祉調査を市町村に働きかけます。						社協	
		利用者情報の整備	利用者に対して、福祉情報の提供を行いません。	新規実施						社協
情報の充実・強化	福祉に関する情報を提供し、整理します。	福祉サービス事業の点検評価	社協実施事業に関し、満足度アンケートなどを調査、研究し実施を目指します。	調査					社協	
		医療情報の収集と整理	医療情報の収集と整理について市町村に働きかけます。						社協	
		健康情報の収集	健康情報の収集について市町村に働きかけます。						社協	
		地域福祉情報の発信 ・地域福祉活動計画ダイジェスト版の作成・配布（新） ・ホームページ開設（新） ・座談会（新） ・各種団体への情報提供（新） ・民協の紹介	さまざまな媒体を利用し、福祉情報を提供します。	新規実施						社協 当事者団体 センター
情報の充実・強化	緊急情報の円滑な提供のために、通報体制を整備します。	火災、事件、災害情報の収集	火災、事件、災害情報の収集について市町村に働きかけます。						社協	
		緊急情報の通報体制の整備	緊急情報の通報体制の整備について市町村に働きかけます。						社協	
		社協事業の広報活動 ・社協だよりの充実 ・ホームページの開設（新）	社協の事業・福祉問題に関し、幅広く広報を行なうために、さまざまな媒体を利用し情報の提供を行いません。	新規実施						社協
情報の充実・強化	福祉ニーズの受付機能を充実するため、相談事業の連携を強化します。	福祉総合相談所の設置と充実	相談、援助に対し専門機関への橋渡しを行い解決を図れるよう調査・研究を行いません。	調査					社協 当事者団体	
		心配事相談の充実	専門機関への適切なコーディネートを行ない、解決を目指します。	継続						社協

教育と啓発	福祉意識の向上	地域（自治区）での福祉活動を支援するために、福祉教育の機会を提供します。	公民館講座との連携	公民館活動で地域福祉を取り上げる区に対し協働で実施できるよう調査・研究を行います。	調査				社協 センター			
		小地域活動に関する学習会の開催	町民対象福祉研修会	町民向け、福祉研修会を開催するため調査・研究を行います。	調査				社協 センター		体制	
			福祉教育の推進	児童・生徒だけではなく、町民に対しても広く福祉理解を深める活動に努めます。また、障がい者や高齢者の人権、理解を深めるためにマニュアルを作成し、体験学習の機会を提供します。	新規実施				社協 センター			ボランティア
		町民の福祉のまちづくりへの参画を促すために、福祉意識の啓発となる交流事業を実施します。	児童福祉月間ポスター	ポスターを利用して、広く啓発を行います。	継続					社協 区		児童
			高齢者月間ポスター	ポスターを利用して、広く啓発を行います。	継続					社協 区		高齢
			障がい者の日	障がい者の日に合わせて行事を行わない啓発に努めます。						社協		健康福祉課 障がい
		敬老祝賀会の支援	敬老会の支援を行いません。									介護支援課 高齢

なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。（行政関係につきましては、18年3月現在実施事業です。）

は、行政実施事業



5.3 ボランティアの育成

ボランティアの育成

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有	
ボランティア組織の整備 知り合う	ボランティア活動の活性化を推進するために、協議会組織の整備と、利用者や関係機関との連携を促進します。	ボランティアセンターの設置 ・コーディネーターの配置 ・運営委員会の設置	ボランティアセンターの設置に向けて各種準備に取り掛かります。またボランティア団体の支援、相談、情報提供、育成など専門で行うコーディネーターを設置し対応を図ります。	新規実施				↑	社協	健康福祉課	
		町内関係機関との調整と連絡の会議	町内の関係機関との連絡と調整を図り地域福祉の向上を図るために調査・研究を行います。	調査					社協 センター	行政	
		ボランティア広報活動の推進 ・ボラ連だよりの発行 ・社協だよりの活用 ・かすや広報の活用 ・ホームページの開設(新) ・パンフレットの作成・配布(新) ・ボランティアハンドブックの作成(新)	ボランティア活動の周知と利用を促進するために、広報及び案内相談機能を充実します。		ボランティアの活動内容・状況を発信し理解の促進を図ります。	継続			↑	センター ボラ連	行政
		センター窓口の充実 (相談・登録・斡旋)		専門のコーディネーターを配置し相談・登録・斡旋の促進を図ります。	新規実施				↑	センター	
		地域に根ざしたボランティアの組織を育成し、その活動を支援します。	地域ボランティアの支援	地域で活動をされているボランティアへの情報の提供・支援をするために調査・研究を行ないます。		調査				センター	
	防犯ボランティアの支援	防犯ボランティアの支援について市町村に働きかけます。							社協		

ボランティア団体の活動を支援するために、補助等の充実に努めます。	ボランティア団体への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター ・ボランティア連絡協議会 ・友愛訪問の会 ・手話の会 ・かざぐるま ・しおんの会 ・ぱーるの会 ・七色の会 ・森の会 ・個人ボランティア ・移送サービスボランティア 	団体への補助を含めた支援を行ないます。	継続 見直し	実施	↑	社協	健康福祉課	体制
	ボランティア活動保険加入	ボランティア活動を安心して行なえるよう、保険への加入を促進します。	継続	↑	社協 センター		体制	
	ボランティア団体の研修支援	各団体に合った研修会を開催します。	継続	↑	センター			
	各団体活動の場の確保	各団体に対して、活動の場の提供を行ないます。	継続	↑	社協		高齢 障がい 児童 体制	
災害・緊急時におけるボランティア活動の円滑化のため、特別の連携体制を整備します。	ボランティア活動拠点の確保	ボランティア活動拠点の確保について市町村に働きかけます。				社協		
	災害ボランティア体制の確立	災害ボランティア体制の確立について市町村に働きかけます。				社協		
	地域連絡網の設置	災害時などに地域連絡網の設置について市町村に働きかけます。				社協		
	災害マニュアルの作成	災害マニュアルの作成について市町村に働きかけます。				社協		
	福祉救護ボランティア活動の促進	災害時におけるネットワーク作り等を目的にした情報交換・研修会の調査・研究を行ないます。		調査		社協 センター	行政	

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有
ボランティア活動の充実	若い親や障がい者を支援するために、ニーズのあるサポーターを養成し、各施設等に派遣します。	託児ボランティアの組織化	講演会などでの一時的な預かりに対応できるボランティアを組織化し町民参加による支援活動を行います。	継続	↑			↑	センターボラ連	児童
		初級手話入門講座	聴覚障がい者の理解、手話の裾野を拓げる目的で行ないます。	実施		実施			社協手話の会	障がい
		手話通訳派遣	手話の会の協力を得、聴覚障がい者の社会参加、町民への啓発活動のため、大会などでの手話通訳派遣活動を行ないます。	継続	↑			↑	ボラ連	障がい
		音訳活動	ぱーる会（ボランティア）の協力を得、視覚障がい者へ広報などをテープに録音し情報の提供を行ないます。	継続	↑			↑	ボラ連	障がい
ボランティア活動の推進	ボランティア意識を高めるためにボランティア活動の啓発を推進します。 あらゆる層の町民が一人一つのボランティア活動を実践できるように、身近で無理のない活動を提案し、必要なプログラムを策定します。	子育てサポーター養成講座	子育てボランティアの育成を行ないます。						健康福祉課	児童
		出前ボランティア講座	ボランティアについて学びたいという団体等へ、現地に職員が出向く講座についての研究、調査を行ないます。		調査				センター	
		ボランティアの育成	誰もが参加しやすいプログラムを調査、研究します。 ・参加しやすいプログラムの計画・実施(新) ・ライフステージに沿った活動の促進(新) ・企業ボランティア活動の育成(新) ・定年後のボランティア活動の促進(新) ・新しいニーズに対するボランティアの育成(新)		調査				センター	
助け合う										
学び合う										

ボランティア活動 を希望する町民の ために、入門から 専門的な段階まで の講座を実施しま す。	ボランティア入門講座	ボランティアに関する基礎的・概念的な知識、実際のボランティア活動の種類や具体例の紹介を行いません。	継続	↑	センター				
	ボランティア専門講座（資格）	多種多様化する福祉ニーズに対応出来るように、より専門的な講座を調査、研究します。	調査		社協 センター				
	リーダー研修	リーダー研修について市町村に働きかけます。			社協				
	小地域活動に関する学習会の開催	公民館活動で地域福祉を取り上げる区に対し協働で実施できるよう、調査・研究を行いません。	調査		社協 センター				情報
	図書館ボランティアの支援	図書館ボランティアの支援について市町村に働きかけます。			社協				
	福祉読本の配布	福祉読本を活用し、児童の頃から思いやり の心を育てます。（町内5年生全児童配布）	継続	↑	社協 学校				児童
	子どもボランティア体験学習	有成会が現在行っているリーダー研修会 などに福祉体験を入れて実施し子どもの健 全育成に努めます。	新規 実施	↑	社協 有成会 ボラ連 センター				児童
	中学生体験学習	知的障がい者施設で交流を目的とした宿泊 を兼ねた体験学習を実施し子ども健全育 成に努めます。	継続	↑	社協 施設 学校				障がい 児童
	学生ボランティアの育成	学生ボランティアの育成を行いません。	継続	↑	センター 社協				情報
	総合学習支援	福祉教育のプログラム作りの協力、支援を 行いません。	継続 見直し	↑	社協 学校 センター		実施		児童
児童ボランティア養成	児童ボランティアの養成について市町村に 働きかけます。			社協					

なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。（行政関係につきましては、18年3月現在実施事業です。）

は、行政実施事業



5.4 高齢者福祉活動

高齢者福祉活動

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有	
地域での融和の促進 知り合う	高齢者とその家族が仲間づくりや相談をするための事業に対して支援や組織化を促進します。	老人クラブの支援	老人クラブとの連携を図り、補助を含めた支援を行いません。	継続 見直し	実施			↑	社協	介護支援課 体制	
			在宅介護者交流事業	在宅介護を推進するために、介護者の心身の健康維持を目的に、介護者同士の交流を図り、健康講座や介護情報により介護者がリフレッシュできる時間を提供します。							介護支援課
		ふれあいサロン	福祉センターを利用される方に対して憩いの場・交流の場を提供します。	継続					↑	社協	
		ひとり暮らし高齢者一日バスハイク	心身のリフレッシュとお互いの情報交換・交流の促進を図るため、バスハイクを年1回開催します。	継続					↑	社協 民児協 ボラ連	
		ひとり暮らし高齢者と語る会	福祉センターに招待し、高齢者同士の交流、及び高齢者向け勉強会を年1回開催します。	継続					↑	社協 民児協 ボラ連	
		寝たきり高齢者友愛訪問事業	寝たきりの方に対して、年1回訪問活動を行いません。						↑	社協 老人クラブ	障がい
		幼稚園発表会（招待）	地域の高齢者を年1回発表会に招き交流の促進を図ります。						↑	社協 幼稚園	児童
		ゆうゆうサロン	地域の公民館で、心身の機能の維持回復を促進するために、レクリエーションや機能回復訓練など行ない、友だち・健康・生きがいづくりを支援します。								介護支援課

高齢者の見守り体制として、安否確認や弁当配付時の訪問の事業を推進します。	電話訪問活動の実施	しおんの会（ボランティア）の協力を得、70歳以上の希望するひとり暮らしの高齢者へ福祉センターから安否の確認を行います。（火～土 午前・午後に分けて実施）	継続	↑	社協 しおんの会					
	友愛訪問活動の実施	友愛訪問の会(ボランティア)の協力を得、地域のひとり暮らしの高齢者等に対し友愛訪問活動を行います。	継続	↑	社協 民児協 友愛訪問 ボランティア					
	ひとり暮らし高齢者弁当配付	民生委員・児童委員と高齢者との交流、安否の確認のため、お弁当の配布を行いません。（年8回実施）	継続 見直し	↑	社協 民児協 婦人会 食進会 福祉委員 ボランティア					
	各団体活動の場の確保	各団体に対して、活動の場の提供を行いません。	継続	↑	社協					障がい 児童 ボランティア 体制
	食の自立支援サービス（配食サービス）	調理をすることが、困難な高齢者などに対し、自宅に配食サービスを行い、利用者の安否の確認を行います。			業者					介護支援課 障がい
	町内巡回福祉バス	交通手段として、福祉バスを運行します。利用者の利便性・増加を図るため運行内容等については、随時行政と協議を行います。（月～金 運行 祝日運休）	継続	↑	社協					健康福祉課 体制
	移送サービス事業	車椅子を利用されている方へ、外出を支援し社会参加の促進を図ります。（登録制）	継続	↑	社協 移送サービス ボランティア ボラ連					健康福祉課 障がい 体制
	すみよか事業（住宅改造）	在宅の要介護者等に配慮した住宅に改造する場合、改造費用の一部を助成します。								介護支援課 障がい
	住宅改修費補助（生活支援）	在宅の高齢者等のいる世帯に対して、介護予防のため自宅での転倒予防等を目的に、住宅改修費の一部を補助します。								介護支援課
地域ネットワークの整備	生活環境の支援									
	助け合う									

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有
助け合う	生活環境の支援	災害等の緊急時の避難を迅速かつ確実にするために、通報及び支援の体制を整備します。	災害緊急時対策体制の整備	災害緊急時対策体制の整備について市町村に働きかけます。						社協	障がい体制
			地域の災害時のネットワーク	地域の災害時のネットワークの整備について市町村に働きかけます。							社協
	生活支援の充実	高齢者の尊厳を守るための支援事業を周知し、利用の促進を図ります。	緊急通報装置の貸与	急病や災害等の緊急時に迅速適切な対応が出来るように、一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を設置します。							介護支援課 障がい
			地域福祉権利擁護事業 ※1	認知性高齢者、知的障がい、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより自立した地域生活が送れるよう支援します。	継続						社協 県社協 支援員
			成年後見制度 ※2	障がい者や認知性高齢者の自己決定を尊重するとともに、権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。							介護支援課 健康福祉課 障がい
		長寿の節目を祝うことで、高齢者の生きる喜びを増進します。	敬老祝い金	高齢者へのお祝いとして祝い金をお渡しします。(88歳・90歳・99歳・100歳・101歳以上の方)	継続					社協	
			敬老祝い金	高齢者に対してお祝いとして祝い金をお渡しします。							介護支援課
			敬老祝賀会の支援	敬老会の支援を行ないます。							介護支援課 情報

<p>助け合う</p> <p>生活支援の充実</p> <p>日常の暮らしを改善するために必要な支援を実施します。</p>	生活福祉資金貸付事業 ※3	民生委員・児童委員と協力し、貸付事業の周知と自立の促進を行います。	継続	↑	県社協 社協 民児協		障がい
	車椅子貸出	一時的に車椅子が必要な方に対し、車椅子の無料貸し出しを行います。	継続	↑	社協		障がい
	寝具洗濯サービス事業	寝具の洗濯が困難な在宅高齢者等に、洗濯や乾燥消毒のサービスを年2回行ないます。	継続	↑	社協	介護支援課	障がい
	介護保険ホームヘルプサービス事業 (指定訪問介護)	介護保険制度による訪問介護サービス供給体制を整備しホームヘルパーを派遣します。	新規実施	↑	社協		
	日常生活用具給付	一人暮らし等で低所得世帯の高齢者を対象に、火災報知器・自動消火器・電磁調理器を給付します。				介護支援課	障がい
	紙おむつ給付	寝たきりや認知症の高齢者等で在宅生活において常時おむつを必要とする人に給付します。				介護支援課	
	補聴器購入補助	補聴器購入の一部を補助します。				介護支援課	
	福祉用具購入補助	介護保険対象となっていない福祉用具購入費の一部を補助します。				介護支援課	
	徘徊高齢者等位置検索サービス	徘徊行動により所在不明になった高齢者等の現在位置を早期に発見しその場所を家族等に連絡することで、事故防止と安心できる生活環境を提供します。				介護支援課	
	はり・きゅう費補助	はり、きゅう治療を受けた場合、施術費の一部を補助します。				住民課	
	訪問歯科検診	寝たきりの高齢者や重度障がい者を歯科医師と保健師が訪問し、歯科検診を行います。				介護支援課	障がい
	訪問理髪サービス	おおむね65歳以上の、寝たきりや認知症高齢者を理美容師が訪問し、理髪サービスを行ないます。				介護支援課	障がい
	在宅介護者ねぎらい手当て	在宅の要介護高齢者等を常時介護している介護者の労をねぎらうために支給します。				介護支援課	障がい

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有
助け合う	生活の充実支援	高齢者の生きがい活動の一環として、就業による社会参加を促進します。	高齢者雇用の促進 シルバークンセンター支援	高齢者雇用の促進について市町村に働きかけます。 高齢者の経験や知識を生かし、活躍出来る場の提供を行ないます。						社協 シルバークンセンター	
学び合う	学習・研修活動の充実	高齢者の介護予防及び生きがい、健康増進のために、趣味レクリエーション活動や軽スポーツ活動の場と機会を充実します。	軽運動教室の開催 ・おどろ教室 ・ダンス教室 ・フラダンス教室(新) ・ケアビクス教室(新) ・歩こう会 ・フォークダンスサークル 趣味教室の開催 ・カラオケ教室 ・囲碁教室 ・編み物サークル ・川柳サークル ・菊づくり	介護予防・健康維持・交流の促進を目的に高齢者向け運動教室を開催します。 趣味・交流の促進を通じて認知予防を目的に高齢者向け生きがい教室を開催します。	継続 継続	↑ ↑				社協 社協	
			IT利用教育	IT利用教育の推進を市町村に働きかけます。						社協	
			健康と料理教室(男性のみ)	保健師による健康講座と調理実習を通じて、高齢の男性の食の自立を目指し開催します。	継続	↑				社協	
			各種大会の実施 ・シルバークンセンターボート大会 ・シルバークンセンター囲碁大会 ・演芸大会 ・菊花展	各大会を通じ、ふれあいの場・発表の場の提供等の支援を行ないます。	継続 見直し	↑				社協 老人クラブ 関係団体	
			高齢者スポーツ大会の開催	高齢者スポーツ大会の推進を市町村に働きかけます。						社協	
	福祉教育の推進	高齢者の豊かな資質を子ども達に教え、また地域の文化の伝承するために、教育活動の場を整備します。	寺子屋方式交流による文化伝承 うておうて塾	高齢者と子どもとの交流を目的に開催します。(月1回) レクリエーション等を通じ顔の見える交流を行ないます。(月1回)	新規実施	↑				社協 老人クラブ	児童 児童

地域の福祉活動	高齢者への町民理解を促進するため の事業を実施しま す。	高齢者月間ポスター	ポスターを利用して、広く啓発を行ないま す。	継続					社協 区	情報
体制強化	高齢者保健福祉計 画の推進	行政・団体・企業との連携 高齢者保健福祉計画の推進	団体・企業との連携について市町村に働き かけます。 高齢者保健福祉計画の実施に向け行政と連 携を深め、協力します。	継続					社協	介護支援課

- ※ 1 成年後見制度とは、判断能力が十分でない人が一方的に自分に不利な契約を結んでしまわないように、一定の定められた人が、本人の不十分な判断能力を補ったり、本人を保護したり、それが本人のためになるように監督する制度です。
- ※ 2 認知症、知的、精神障がい者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスなどの利用のお手伝いをします。
- ※ 3 資金の貸付け対象となる世帯であって、申込のあった資金の貸付を行う事により、経済的自立及び生活意欲の助長、促進などが図られると認められるものについて貸付を行います。

なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。（行政関係につきましては、18年3月現在実施事業です。）

は、行政実施事業



5.5 障がい者福祉活動

障がい者福祉活動

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有	
地域での融和の促進 知り合う	障がい者とその家族が仲間づくりや相談をするための事業に対して支援や組織化を促進します。	障がい者団体支援 ・身体障がい者連絡協会活動支援 ・知的障がい者親の会活動支援 ・ステップアップ共同作業所支援	団体への補助を含めた活動の支援を行いません。	継続 見直し	実施			↑	社協 当事者団体	健康福祉課 体制	
		障がい者団体連絡会議の開催	障がい関係団体の連絡会を開催し、情報、意見交換会を行ない、お互いの連携を深めます。	新規 実施				↑	社協 当事者団体		
	障がい者への人権啓発・理解の促進のため、各種イベントへの参加の機会を充実します。	各種イベントへの団体参加	障がい者問題の啓発・社会参加を目的に参加します。	新規 実施					↑	当事者団体	
		バスハイク ・知的障がい者親子バスハイク ・身障者・精神障がい者研修会 ・バスハイク(新) (研修会とバスハイクを隔年で実施)	心身のリフレッシュとお互いの情報交換・交流の促進を図るため、バスハイクを年1回開催します。	継続					↑	社協 当事者団体	
	引きこもりの解消と当事者同士の交流のための機会と場を提供します。	身体障がい者生きがい対策支援通所事業	七色の会(ボランティア)の協力を得、65歳以上の身体障害者手帳所持者の方に対して引きこもり・孤立化防止を目的とした生きがい対策支援通所事業を開催します。	新規 実施					↑	社協 七色の会	健康福祉課
		在宅寝たきり障がい者友愛訪問	寝たきりの方に対して、年1回訪問活動を行ないます。	継続 見直し	実施				↑	社協 民児協	高齢
	在宅就学児クリスマスプレゼント	養護学校児童へクリスマスプレゼントを配布します。	継続 見直し	継続 見直し	実施				↑	社協	児童
	さた・すて	知的障がい者・軽度発達障がい者等と学生ボランティアとの遊びを通じての交流を目的に開催します。(月1回)		継続					↑	社協 当事者 学生ボランティア	児童

	障がい者問題についての町民理解を促進するための事業を実施します。	障がい者の日	障がい者の日に合わせて行事を行わない啓発に努めます。					健康福祉課	情報
地域ネットワークの整備	障がい者の見守り体制として、弁当配付時の訪問の事業を推進します。	食の自立支援サービス(配食サービス)	調理をすることが、困難な障がい者などに對し、自宅に配食サービスを行ない、利用者の安否の確認を行ないます。					健康福祉課	高齢
		各団体活動の場の確保	各団体に対して、活動の場の提供を行ないます。				継続		高齢 児童 ボランティア 体制
	障がい者理解、当事者の活動に対する広報及び案内機能を実施します。	パンフレットの作成・配布	障がい者向けの社会資源に関する一覧表を作成するための調査を行ない実施を指します。				調査	社協 当事者団体	
		障がい者団体の情報発信	広く町民に当事者の活動内容・情報等を提供するための調査・研究を行ない実施を指します。				調査	社協 当事者団体	
生活環境の支援	行政との連携により、生活移動の支援や住宅を充実するための改修の補助などを実施します。	移送サービス事業	車椅子を利用されている方へ、外出を支援し社会参加の促進を図ります。(登録制)				継続	社協 移送サービス ボランティア ボラ連	体制 高齢
助け合う	災害等の緊急時の避難を迅速かつ確実にするために、通報及び支援の体制を整備します。	すみよか事業(住宅改造)	在宅の要介護者等に配慮した住宅に改造する場合、改造費用の一部を助成します。					健康福祉課	高齢
		災害緊急時対策体制の整備	災害緊急時対策体制の整備について市町村に働きかけます。					社協	体制 高齢
		地域の災害時のネットワーク	地域の災害時のネットワークの整備について市町村に働きかけます。					社協	体制 高齢
		緊急通報装置の貸与	急病や災害等の緊急時に迅速適切な対応が出来るように、一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を設置します。					健康福祉課	高齢

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有
生活支援の充実 助け合う	障がい者の尊厳を守るための支援事業を周知し、利用の促進を図ります。 日常の暮らしをする上で困難な状況を改善するために必要な支援を、サービス事業として実施します。	地域福祉権利擁護事業 ※1	認知性高齢者、知的障がい、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより自立した地域生活が送れるよう支援します。	継続	↑				社協 県社協 支援員	高齢
		成年後見制度 ※2	障がい者や認知性高齢者の自己決定を尊重するとともに、権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。	継続	↑				健康福祉課	高齢
		生活福祉資金貸付事業 ※3	民生委員・児童委員と協力し、貸付事業の周知と自立の促進を行います。	継続	↑				県社協 社協 民児協	高齢
		ホームヘルプサービス事業	自立支援非該当者に対し、ホームヘルパーを派遣し、在宅生活を支援します。	継続	↑				健康福祉課	高齢
		居宅ホームヘルプサービス事業	障がい者自立支援法による訪問介護サービス供給体制を整備しホームヘルパーを派遣します。	継続	↑				社協	
		車椅子貸出	一時的に車椅子が必要な方に対し、車椅子の無料貸し出しを行います。	継続	↑				社協	高齢
		寝具洗濯サービス事業	寝具洗濯が困難な在宅の障がい者等に、洗濯や乾燥消毒のサービスを1人に対して年2回行います。	継続	↑				社協	健康福祉課 高齢
		手話通訳派遣	手話の会の協力を得、聴覚障がい者の社会参加、町民への啓発活動のため、大会などでの手話通訳派遣活動を行います。	継続	↑				ボラ連	ボランティア
		音訳活動	ぱーる会（ボランティア）の協力を得、視覚障がい者へ広報などをテープに録音し情報の提供を行います。	継続	↑				ボラ連	ボランティア

タイムケアサービス事業	障がい児を対象とした預かりサービスを実施します。	新規実施						社協	健康福祉課	
日常生活用具給付	火災報知器・自動消火器・電磁調理器などを給付します。	継続							健康福祉課	高齢
補装具の交付・修理	身体上の障がいを補うために用いられる用具の交付及び修理をします。	継続							健康福祉課	
介護用品給付サービス事業	在宅の重度心身障がい(児)者に紙おむつの給付を行います。	継続							健康福祉課	
訪問歯科検診	寝たきりの高齢者や重度障がい者を歯科医師と保健師が訪問し、歯科検診を行います。	継続							健康福祉課	高齢
訪問理髪サービス	おおむね65歳以上の、寝たきりや認知症高齢者を理美容師が訪問し、理髪サービスを行います。	継続							健康福祉課	高齢
福祉手当支給	障がい者の福祉増進を図るため経済的な援助を行います。	継続							健康福祉課	
重度心身障がい者介護手当支給	介護手当を支給して、介護の労をねぎらい福祉向上を図ります。	継続							健康福祉課	
福祉タクシー料金補助支給	重度心身障がい者及び精神障がい者に対し、タクシー料金の一部を補助することにより日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、福祉の向上に資することを目的とし行ないます。	継続							健康福祉課	

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有
学び合う	障がい者の生きがい及び健康増進のために、趣味・レクリエーション活動や軽スポーツ活動の場と機会を充実します。	スポーツ大会参加 ・郡身障者ゲートボール大会補助 ・障がい者スポーツ協会	大会を通じ、ふれあいの場・発表の場の提供等の支援を行ないます。	継続					社協 当事者団体	
障がい者制度の理解	制度についての理解をすするために、当事者の学習の場・相談の場の提供を行います。	障がい者研修会 ・合同研修会 ・障がい者別研修会	サービスを利用するには、利用者自身が制度の内容の理解を高めため、研修会を開催します。	新規実施					社協 当事者団体	
		障がい者当事者による相談	当事者による相談事業及び情報提供を行なう定期的な相談窓口の設置の調査を行ないます。	調査					社協 当事者団体	
福祉教育の推進	児童生徒の障がい者理解のために、啓発や活動体験を推進します。	障がい者疑似体験の実施	福祉教育のプログラム作りの協力、支援を行ないます。	継続					社協 学校	
		中学生体験学習	知的障がい者施設で交流を目的とした宿泊を兼ねた体験学習を実施し子どもの健全育成に努めます。	継続					社協 施設 学校	ボランティア 児童
体制強化	障がい者を支援するために、ニーズのあるサポーターを養成し、各施設等に派遣します。	初級手話入門講座	初級手話養成講座を隔年実施し、手話の裾野を広げます。		実施		実施		社協 手話の会	ボランティア
		障がい者福祉計画の推進	障がい者福祉計画の策定、実施に向け行政と連携をとります。						社協	健康福祉課

- ※1 成年後見制度とは、判断能力が十分でない人が一方的に自分に不利な契約を結んでしまわないように、一定の定められた人が、本人の不十分な判断能力を補ったり、本人を保護したり、それが本人のためになるように監督する制度です。
- ※2 認知症、知的、精神障がい者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスなどの利用のお手伝いをします。
- ※3 資金の貸付け対象となる世帯であって、申込のあった資金の貸付けを行う事により、経済的自立及び生活意欲の助長、促進などが図られると認められるものについて貸付けを行います。
- なお、詳しい内容につきましては、主な実施機関にお問い合わせ下さい。（行政関係につきましては、18年3月現在実施事業です。）

は、行政実施事業

5.6 児童福祉活動

児童福祉活動

目標	分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有			
知り合う	地域での融和の促進	子どもとその家族が仲間づくりや相談をするための事業に対して支援や組織化を促進します。	子育てサロンほか	子ども同士が関わって遊ぶ場と母親同士の交流を持つことで、お互いに情報交換し、仲間づくりを目指します。						社協	健康福祉課	共有		
			親子オープンルームの運営・支援	自由な遊び場の提供だけでなく、初めての方が参加しやすい教室を運営するための調査を行ない実施を目指します。	調査						社協		健康福祉課	
			園庭開放	町立保育園を月1回開放。地域の親子との交流を行います。									健康福祉課	
			子育て学級	子どもの健康・食事・しつけなどをテーマとした講話・座談会を行います。									健康福祉課	
			育児サークルへの活動支援	1団体に年額2万円の助成を行ないます。									健康福祉課	
			ひとり親世帯バスハイク	心身のリフレッシュとお互いの交流のため、バスハイクを年1回開催します。	継続								社協	
			幼稚園発表会（招待）	地域の高齢者を年1回発表会に招き交流の促進を図ります。	継続 見直し								社協	
			在宅就学児クリスマスプレゼント	養護学校児童へクリスマスプレゼントを配布します。	継続 見直し								社協	
			さた・すて	知的障がい者・軽度発達障がい者等と学生ボランティアとの遊びを通じての交流を目的に開催します。（月1回）	継続								社協 当事者 学生ボランティア	
			ママのドクター教室	育児に関する講話・エアロビクス・おやつクッキング親子遊び・乳児の看護についてなど、育児不安の軽減と母親同士の交流の場の提供を行います。										健康福祉課
活動広報	当事者の活動に対する広報及び案内機能を充実します。	調査	子育て情報の発信	子育ての活動内容・情報等を広く町民に周知するための調査・研究を行ないます。						社協				

地域ネットワークの整備	地域に根ざしたボランティアの組織を育成し、その活動を支援します。	託児ボランティアの組織化	講演会などでの一時的な預かりに対応できるボランティアを組織化し町民参加による支援活動を行います。	継続	↑	ボラ連センター	健康福祉課	ボランティア
		各団体活動の場の確保	各団体に対して、活動の場の提供を行いません。	継続	↑	社協		高齢障がいボランティア体制
		子育てサポーター養成講座	子育てボランティアの育成を行いません。				健康福祉課	ボランティア
		地域子ども見守り活動	地域の子どもの通学見守り活動を区や有志団体で行いません。			区有志	総務課	
	日常生活の上で困難な状況に改善するために必要な支援を、サービス事業として実施します。	乳幼児訪問	保育士による個別家庭訪問。児の身体計測・家族計画・育児相談を行います。				健康福祉課	
		集団指導・個別指導 ・つくしんぼクラブ (1歳半から2歳半) ・さくらんぼ(2歳以上) ・たんぼぼ(5歳から6歳)	心身の発達に遅れのある幼児に対して、早期に継続した療育を実施し、幼児の健やかな発達を促進するとともに、保護者を支援することにより、育児不安を軽減に努めます。				健康福祉課	
		ことばの教室	遅れや偏りなど発達に様々な問題を持ち、指導が必要であると認められた子ども(就学前児)に、1回あたり60分の個別又はグループ指導を定期的に行いません。				健康福祉課	
		学級担任サポート	小学校において指導困難な状況が見られる学級及び指導困難な状況が起こりうる状況がある学級に対し学級指導改善支援員を派遣し、複数の教員等によるきめ細やかな指導を行うことにより、学級運営の改善を図ることを目的に行いません。				学校教育課	
		在宅心身障がい(児)者介護用品給付サービス	在宅の重度心身障がい(児)者に紙おむつの給付を行いません。				健康福祉課	
		小児精神発達相談	乳幼児健診後心理的発達について相談の必要のある児の相談とその保護者に対する支援を行いません。				健康福祉課	
		赤ちゃんラブコール	育児に関する不安や疑問の解消を行なうために実施します。				健康福祉課	
		学童保育の実施	子どもの預かりを行いません。				健康福祉課	

目標分類	目的・趣旨	実施事業名	事業内容	18年	19年	20年	21年	22年	主な実施機関	共有
学び合う	学習・研修活動の充実	子育て支援事業	月4回わかば保育園にて保育士による親子遊び・園庭開放を行います。						健康福祉課	
		ハッピーエンジェルのお会	多胎児を持つ親の会。毎月1回集まりの場を提供します。						健康福祉課	
		ブックスタート類似事業	10か月健診時来所者に絵本リスト、読み聞かせについてボランティアが説明します。						健康福祉課	
		日曜日パパと遊ぼう	年1回（日曜日）父親と親子遊び・母親は骨量について栄養・運動教室を開催します。						健康福祉課	
		パパとママのたまたご学級	妊娠・出産における正しい知識を学ぶ場として開催します。						健康福祉課	
		日曜パパとママのたまたご学級	年2回（日曜日）妊婦体験・沐浴ビデオ・講話を開催します。						健康福祉課	
		性教育	性についての正しい知識を学び、生活・行動を考えるきっかけにするため実施します。						健康福祉課	
		うておうて塾	地域での高齢者と子どもとの交流を目的に開催します。						介護支援課	高齢
		寺子屋方式交流による文化伝承	レクリエーション等を通じ顔の見える交流を行います。（月1回）	新規実施				↑	社協	高齢
		福祉協力校活動費	学校との連携を図り、補助を含めた支援を行います。	継続見直し	実施			↑	社協 学校	
		総合学習支援	福祉教育のプログラム作りの協力、支援を行います。	継続見直し	実施			↑	社協 学校 センター	ボランティア
		福祉読本の配布	福祉読本を活用し、児童の頃から思いやりの心を育てます。（町内5年生全児童配布）	継続				↑	社協 学校	ボランティア
		地域青少年育成事業	各区の子ども会活動・育成会活動の援助、支援を行います。	継続見直し	実施			↑	社協 区	



第6章

福祉地域の創造に向けて

6.1 福祉委員制度の活性化

- 6.1.1 福祉委員の位置付け
- 6.1.2 福祉委員の役割
- 6.1.3 福祉委員会(仮称)の設置

6.2 地域福祉の推進方策

- 6.2.1 地域福祉活動計画推進委員会(仮称)の設置
- 6.2.2 事業の評価

第6章 福祉地域の創造に向けて

6.1 福祉委員制度の活性化

地域福祉活動計画を着実に実行するに当たっては、町民の積極的な参画が不可欠です。そのためには、地域における福祉活動を身近なものとして認めてもらうような地道な掘り起こしが必要になります。その役割を担うのは福祉委員を置いて他にはありません。

そこで、福祉委員制度に期待される事柄を以下にまとめておきます。

6.1.1 福祉委員の位置付け

設置規程（資料編参照）の第2条第3項にある「福祉委員は各民生委員・児童委員に対し原則として2名とする」となっており、福祉委員は民生委員・児童委員に連動した形で委嘱されています。もちろんお互いに求められている活動を遂行する上で密接に協力しあうことは必要ですが、委嘱の主体が異なる以上、独立した立場であることを明確にすべきです。

また、地域に密着した福祉委員という位置付けを定着するために、自治区の世帯数を勘案した定員の配置などをした方がよいと思われます。

6.1.2 福祉委員の役割

地域の見守り機能を果たすという従来の役割と同時に、自治区における独自の福祉活動によるきめ細かな事業を推進するという役割が期待されます。

福祉という言葉を要援護者と支援者という直接的な人間関係に限定するのではなく、誰もがどこでもいつでも助け合う温かな人間関係として広く捉えることが、福祉地域の理念です。その先導役を担いながら、福祉の意識を啓発することが福祉委員の使命です。

例えば、社会福祉協議会が主催する福祉座談会などの事業を、区の役員のお世話で開催することは困難な状況です。協議会と福祉委員が主体となって企画準備をし、開催場所として自治公民館を利用するのみにとどめるべきでしょう。

このように行政自治区における福祉に関わる活動を進める担当者として、自覚を持って活動することが求められています。

6.1.3 福祉委員会（仮称）の設置

福祉委員が地域福祉の担い手として自主的に活動を展開するためには、自治組織を持たなければなりません。そこで独立した委員会の設置が望まれます。事務局機能は社会福祉協議会が担当することになります。

組織を持つことで、委員同士の連携も持つことができ、協力も可能になります。何より協働する仲間がいるという気持ちが、頼もしい後ろ盾になります。

6.2 地域福祉の推進方策

計画は実行されてこそ価値があります。この地域福祉活動計画は、活動の基本的な方向付けを策定したものです。つまり、活動の趣旨と事業名を総合的に整理した目録のようなものです。具体的な内容を盛り込んだ実施計画は、今後の社会福祉協議会の取り組みに任されています。

継続事業については、既に詳細な実施プログラムができあがっているので問題はないでしょう。しかしながら、新規の事業や、見直しを求めている事業については、予算や人的資源などについてさらなる考察を進める必要があります。そのために今後取り組むべき事項を挙げておくことにします。

6.2.1 地域福祉活動計画推進委員会（仮称）の設置

地域福祉活動計画の実施に当たっては、粕屋町社会福祉協議会が、通常の年度事業計画及び予算編成に計画内容の具体化を織り込み、目標達成に努めることとなります。

現在の社会福祉協議会の機構を考えると、新たに「地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」の設置が望まれます。具体的な実施事業案を企画し、また各年度の事業の進捗度や費用対効果などの評価を行った上で、次年度の事業計画に反映できるような運営機能を果たします。

名称	粕屋町地域福祉計画推進委員会（仮称）
目的	社会福祉協議会から諮問を受けて、地域福祉計画の推進のために、事業の評価及び実施計画を立案し、答申する。
委員	策定委員の構成員など
会議	計画初年度である18年度は、継続事業の評価法及び新規事業の実施案を提案する協議を進める。

6.2.2 事業の評価

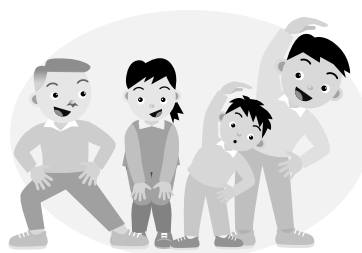
福祉ニーズが多様化し拡大化しつつある一方で、事業を運営するための人的資源や費用等は厳しい状況にあります。このような中、社会福祉協議会による福祉活動は新規事業の導入と従来事業の縮小、改変を迫られています。限られた資源を有効に活用するためにも、公正な検討と評価を実施することが必要です。

評価の視点として、以下のようなポイントが考えられます。

- ①一般継続事業については、「利用者・参加者の増減」傾向を見極める。
 - ・利用等の現状がなくても、潜在的な利用が見込まれるものは待機継続する。
- ②補助事業については、なるべく用途を指定し、結果報告書を査定する。
 - ・丸投げでは用途が曖昧となり、評価ができない。
 - ・ただし、自主性を尊重しあまり細部には立ち入らない。
- ③新規事業については、数回、数年続けて、経過観察をする。
 - ・事業が認知され利用されるのには、若干の時間的遅れがある。
- ④同種の事業が併存するときは、統合や変更も考える。
 - ・特に、行政による事業との重複には気をつける。

第6章 福祉地域の創造に向けて

- ⑤小規模の事業については、可能なら自治区での実施に移行する。
 - ・地域での事業展開を推進することが、本計画の目標である。
- ⑥福祉委員を通して町民の希望や意見を集約し、評価の一助とする。
 - ・事業後に関係者による反省をして、まとめておく。



【資料編】

1 社会福祉協議会

- 1.1 構成
- 1.2 目的
- 1.3 事業
- 1.4 組織
- 1.5 機能
- 1.6 法律上の位置付け

2 策定・作業委員会及び審議経過

- 2.1 設置要項
- 2.2 策定に関する各委員会の委員名簿
- 2.3 会議の経過
- 2.4 自治公民館での地域福祉座談

3 福祉委員設置規程

4 ふくしのまちづくりアンケート

1 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、戦後間もない昭和 26 年に民間の社会福祉活動の強化を図るため、全国、都道府県レベルで誕生しました。そして、ほどなく市区町村へ組織を拡大し、福祉活動への住民参加をすすめながら、現在まで一貫して地域福祉活動推進の中心的役割を果たしてきました。

運営の原則は、地域の住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て活動するのを大きな成長とし、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という、二つの側面をあわせ持った組織です。

粕屋町社会福祉協議会においても、昭和 58 年 12 月 22 日に社会福祉協議会が認可され、今日までの 24 年間地域福祉のため活動しています。

1.1 構成

市区町村に設置された社会福祉協議会は、そこで暮らす住民のみなさん、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関によって構成されています。

1.2 目的

地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。そしてその活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」をめざしています。

1.3 事業

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携をすすめ、具体的な福祉サービスの企画や実施を行います。

1.4 組織

社会福祉協議会は全国の市区町村、都道府県・指定都市および全国段階に設置され、そのネットワークにより活動をすすめている団体です。また、民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体です。

1.5 機能

①住民の福祉活動を推進する機能

地域の住民と協力して、福祉ニーズを的確に把握し、地域の福祉課題を明らかにするために社会福祉調査等を実施し、問題解決に向けて福祉活動を推進します。社会福祉協議会は、住民とともに福祉問題を考え、解決にあたる活動を進めています。

②関係者の連携を図る機能

住民の皆さんの力と同時に、社会福祉に携わる団体や人々、保健・医療、教育、労働といった幅広い関連分野の関係者との協力体制も欠かせません。社会福祉協議会は、福祉の分野だけではなく保健・医療等の関連分野を含めた関係者との連絡調整を図りながらネットワークづくりをすすめています。

③福祉活動や事業を企画し実施する機能

①と②の機能に基づきながら、地域に即した助け合い活動や、住民参加型のホームヘルプ事業等を実際に企画し、展開しています。

④調査研究と開発の機能

地域の福祉ニーズや福祉活動の実態を調査研究し、それに基づいて新しい活動を開発します。たとえば、地域の実情にあった福祉サービスの運営方法を開発することなどは重要な活動の一つです。

⑤計画策定と提言の機能

福祉課題に的確かつ継続的に応えていくために、住民参加の地域福祉活動計画を策定し、また、行政をはじめ関係機関に提言を行います。

⑥広報活動の機能

福祉の理念や福祉の制度、サービス等について、広く住民や関係者の理解を得るために広報紙の発行や情報提供活動を行います。

⑦福祉活動支援の機能

地域で展開される住民の自主的・自発的な福祉活動や各種団体の活動を支援します。

1.6 法律上の位置付け

昭和 26 年 社会福祉事業法制定

第 74 条に都道府県社会福祉協議会、第 83 条に全国社会福祉協議会が規定された。

昭和 58 年

第 74 条に市町村社会福祉協議会が規定された。

平成 2 年

第 74 条に指定都市社会福祉協議会、区社会福祉協議会が規定され、市区町村社会福祉協議会の事業に「社会福祉事業の企画、実施」が加えられた。

平成 4 年

第 74 条に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が、都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の事業として加えられた。

平成 12 年 社会福祉法の成立

地域福祉の推進における、中心的な役割をもつ組織として位置づけられた。

2 策定・作業委員会及び審議経過

2.1 設置要項

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成 16 年 4 月 21 日

粕社協要綱第 2 号

改正 平成 16 年 7 月 12 日 第 4 条

(設置)

第 1 条 社会福祉法人粕屋町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 19 条、同施行細則第 6 条に基づき、地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会は誰もが安心して生活できる地域社会を実現するため、総合かつ具体的な方策を推薦する事を目的に、福祉活動の推進並びに本会の基盤強化のあり方についての計画を策定する。

(名称)

第 3 条 この委員会は、粕屋町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」と称する。

(構成)

第 4 条 委員会は、本会会長が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 理事・監事・評議員（5 名）
- (2) 区長会（1 名）
- (3) 民生委員・児童委員協議会（1 名）
- (4) 老人クラブ連合会（1 名）
- (5) ボランティア連絡協議会（1 名）
- (6) 社会教育委員（1 名）
- (7) 行政 2 名（健康福祉課・介護支援課）
- (8) 当事者団体（1 名）
- (9) 一般公募（2 名）

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会には、委員長 1 名及び副委員長を 1 名置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第 6 条 委員会は委員長が招集し議事等を進行する。

(作業委員会の設置)

第7条 計画の具体策を策定するために、作業委員会を設置する。

2 策定委員は原則として作業委員を兼ねる。

3 作業委員の構成は別表のとおりとする。

(関係者の出席要求)

第8条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は粕屋町社会福祉協議会に置く。

(設置期間)

第10条 この委員会の設置期間は、第2条目的終了をもって解散するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

2.2 策定に関する各委員会の委員名簿

策定委員会

	名 前	団 体 名	役 職
委員長	森 紘	社会教育委員会	社会教育委員会会長
副委員長	因 輝紀	一 般	健康かすや21委員長
委 員	山田 正樹	理 事	民生委員・児童委員協議会会
委 員	安河内 庸夫	理 事	長
委 員	浦元 甫	理 事	教育委員会委員長
委 員	池見 和馬	理 事	議会厚生委員長
委 員	長澤 善之	理 事	区 長 会 会 長
委 員	藤野 敬一郎	行 政	
委 員	安川 典男	行 政	健康福祉課長
委 員	梅元 考雄	区 長 会	介護支援課長
委 員	山田 大三郎	民 児 協	区 長
委 員	東島 義之	老 ク 連	民生委員・児童委員
委 員	泊 一夫	身 障 者 福 祉 会	顧 問
委 員	高木 英子	ポ ラ 連	会 長
委 員	井上 俊典	一 般	会 長

第一作業委員会（高齢者・ボランティア）

	名 前	団 体 名	役 職
委員長	森 紘	社会教育委員会	社会教育委員会会長
副委員長	山田 正樹	理 事	民生委員・児童委員協議会会長
委 員	池見 和馬	理 事	区 長 会 会 長
委 員	長澤 善之	理 事	区 長 会 幹 事
委 員	安川 典男	行 政	介護支援課長
委 員	箱田 徳充	行 政	社会教育課長
委 員	後藤 忠義	区 長 会	区 長
委 員	山田 大三郎	民 児 協	民生委員・児童委員
委 員	東島 義之	老 ク 連	顧 問
委 員	高木 英子	ポ ラ 連	会 長
委 員	田代 慶子	婦 人 会	副 会 長
委 員	伴 世津子	福 祉 委 員 会	食 進 会
委 員	井上 俊典	一 般	
委 員	宮本 共子	一 般	
委 員	柴山 夕工子	一 般	

第二作業委員会（障がい者・児童）

	名 前	団 体 名	役 職
委員長	因 輝紀	一 般	健康かすや21委員長
副委員長	安河内 庸夫	理 事	教育委員会委員長
委 員	浦元 甫	理 事	議会厚生委員長
委 員	林 貞樹	評 議 員	ポラ連副会長
委 員	藤野 敬一郎	行 政	健康福祉課長
委 員	神川 隆史	行 政	学校教育課長
委 員	梅元 考雄	区 長 会	区 長
委 員	山田 美代子	民 児 協	民生委員・児童委員
委 員	青木 義重	親 の 会	会 長
委 員	泊 一夫	身 障 者 福 祉 会	会 長
委 員	一木 猛	ヒューマン21	理 事 長
委 員	長 一夫	子 ども 会 育 成 会	会 長
委 員	合屋 美智子	福 祉 委 員 会	ボランティア ぱーる会
委 員	高田 幸一	一 般	
委 員	北村 久美子	一 般	

基盤強化委員会

	名 前	団 体 名	役 職
委員長	山田 正樹	理 事	民生委員・児童委員協議会
委 員	池見 和馬	理 事	長
委 員	安河内 庸夫	理 事	区 長 会 会 長
委 員	浦元 甫	理 事	教育委員会委員長
委 員	藤野 敬一郎	行 政	議会厚生委員長
委 員	高木 英子	ポ ラ 連	健康福祉課長

助言者（学識者）名簿

名 前	所 属 名	役 職
山崎 安則	筑紫女学園大学	助教授

2.3 会議の経過

全体学習会

月 日	内 容
平成 16 年	
8月 4日 (水)	策定・作業委員会発会式
8月 24日 (火)	太宰府市社協研修
8月 28日 (土)	苅田町社協研修
9月 14日 (火)	第1回 粕屋町福祉計画と実施状況 健康福祉課・介護保険課／社協 福祉事業の実態
9月 30日 (木)	第2回 粕屋町福祉計画と実施状況 健康福祉課
10月 13日 (水)	第3回 志免町地域福祉活動計画について 志免町社協 局長・力丸専門員／座談会アンケート報告
10月 25日 (月)	第4回 ボランティアについて NPO 福岡常務理事 角 正信氏／障がい者制度について
11月 12日 (金)	第5回 全体会総括／ワークショップ／今後の進め方について
12月 17日 (金)	第6回 今後の進め方について
平成 17 年	
2月 4日 (金)	町民アンケート調査説明会 民生委員・児童委員、福祉委員
平成 18 年	
2月 24日 (金)	第7回 地域福祉活動計画書（案）の報告

各作業委員会

第1作業部会

月 日	内 容
平成 17 年	
1月 18日 (火)	町民向けアンケート実施について・ヒアリング調査について
2月 16日 (水)	ヒアリング対象団体ピックアップ／ヒアリング内容について
3月 14日 (月)	ヒアリング調査について
	ヒアリング実施 緑の里／糟屋医師会／シルバー人材センター／老人クラブ 民生委員・児童委員会／ゆうゆうサロン（戸原・原町） 粕屋警察署／在宅介護支援センター／ボランティア連絡協議会 婦人会／NPO団体
9月 13日 (火)	ヒアリング報告／今後の方針
10月 19日 (水)	資料についての検討／今後の方針
11月 24日 (木)	まとめ

第2作業部会

月 日	内 容
平成 17 年	
1月 21日(金)	各種団体について／ヒアリング資料について
2月 18日(金)	アンケートの状況について／各種団体の絞込みについて ヒアリング内容について／精神障がい者施設見学
3月 18日(金)	各種団体・ヒアリング(案)について
3月 25日(金)	健康福祉課 健康センターはげみ会见学
4月 22日(金)	ヒアリング(案)について
5月 6日(金)	各種団体・ヒアリング(案)の修正について
	アンケート実施 七色の会／身体障がい者福祉協会／知的障がい者親の会 精神障がい者ヒューマン21／あしたばの会／特別支援学級
5月 20日(金)	各種団体アンケート結果について
6月 15日(水)	現在の状況／障がい者関係素案作成
7月 13日(水)	学校ヒアリング 小学校校長4名 中学校長2名
8月 26日(金)	障がい者関係まとめ／児童関係資料
9月 16日(金)	児童関係
10月 28日(金)	児童関係まとめ

基盤強化委員会

月 日	内 容
平成 17 年	
6月 29日(水)	組織体制／組織運営
9月 8日(木)	他の市町村状況について
9月 29日(木)	自主財源について／公的財源について／事業収入財源について
10月 17日(月)	自主財源について／事業収入財源について／受託事業の見直し
11月 17日(木)	財源確保／社協組織強化／事務局強化

基盤強化委員会

月 日	内 容
平成 17 年	
12 月 8 日 (木)	経過報告・今後の方針
平成 18 年	
1 月 19 日 (木)	事業計画の選定
2 月 10 日 (金)	地域福祉活動計画書 (一次案) について
2 月 24 日 (金)	地域福祉活動計画書 (最終案) について 全体会 (第 1、第 2 作業委員会) で最終案の報告

2.4 自治公民館での地域福祉座談会

福祉座談会

月 日	時 間	開 催 区
平成 16 年度		
5 月 15 日 (土)	19 時 30 分	長戸区
6 月 12 日 (土)	20 時 00 分	乙仲原東区
6 月 26 日 (土)	20 時 00 分	花ヶ浦区
7 月 3 日 (土)	20 時 30 分	甲仲原区
7 月 10 日 (土)	20 時 30 分	酒殿区
8 月 21 日 (土)	20 時 00 分	江辻区
8 月 28 日 (土)	20 時 00 分	上大隈区
9 月 18 日 (土)	20 時 00 分	内橋 1 区
9 月 25 日 (土)	20 時 00 分	戸原区
10 月 9 日 (土)	19 時 00 分	長者原上区
10 月 16 日 (土)	19 時 00 分	駕輿丁区
10 月 19 日 (土)	20 時 00 分	柚須区
11 月 14 日 (日)	14 時 00 分	乙仲原西区
11 月 21 日 (日)	10 時 00 分	内橋 3 区
11 月 28 日 (日)	20 時 00 分	長者原中区
12 月 4 日 (土)	20 時 00 分	原町区
平成 17 年度		
1 月 21 日 (金)	19 時 30 分	若宮区
2 月 2 日 (水)	20 時 00 分	サンライフ区
2 月 3 日 (木)	19 時 30 分	大隈区
2 月 19 日 (土)	19 時 30 分	長者原下区
2 月 20 日 (日)	10 時 00 分	多の津区
2 月 20 日 (日)	19 時 30 分	内橋 2 区

3 福祉委員設置規程

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会福祉委員設置規程

平成8年7月19日

粕社協規程第9号

改正 平成14年4月22日第2条

平成14年4月22日第3条

平成14年4月22日第4条

平成14年7月17日第2条

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人粕屋町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域に発生する福祉問題を早期に発見し、必要に応じて適切な援助活動を日常的に行える体制を整備することを目的として、福祉委員を設置する。

(推薦・委嘱)

第2条 福祉委員は、各区長と民生委員・児童委員が協議し次に該当する人の中から推薦し、本会会長がこれを委嘱する。

- 1 各区に居住する人。
- 2 区民から信頼され、熱意をもって地域活動に専念ができる人。
- 3 福祉委員は各民生委員・児童委員に対し原則として2名とする。

(任期)

第3条 福祉委員の任期は3年とする。但しこの再任を防げない。
2 途中で退任した委員の後任の任期は前任者の残任期間とする。

(役割)

第4条 福祉委員は、主として次の役割を担うものとする。
1 福祉問題の早期発見に努める。
2 把握した福祉問題を民生委員・児童委員や関係機関に連絡する。
3 日常的な見守り活動を行う。
4 必要に応じて日常生活の軽易な支援活動を行う。
5 要援護者の福祉事業や地域行事への参加を推進する。

(活動地域)

第5条 福祉委員の活動地区は、原則として当該委員が選出された区内とする。

(研修)

第6条 本会は、福祉委員に対する研修を実施し、その資質の向上に努める。また、福祉委員は、本会が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるものの他、福祉委員活動の推進に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

4 ふくしのまちづくりアンケート

粕屋町地域福祉活動に関する住民意識調査

【最初に、あなた自身（主にご記入なさる方）のことについておたずねします】

問1. あなたが住んでいる区（行政区）は、どちらですか。区名をご記入ください。

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 1. 大隈区 | 2. 上大隈区 | 3. 江辻区 |
| 4. 戸原区 | 5. 長者原上区 | 6. 長者原中区 |
| 7. 長者原下区 | 8. 内橋1区 | 9. 内橋2区 |
| 10. 内橋3区 | 11. 朝日区 | 12. 長門区 |
| 13. 多の津区 | 14. サンライフ区 | 15. 酒殿区 |
| 16. 甲仲原区 | 17. 駕与丁区 | 18. 花ヶ浦区 |
| 19. 乙仲原東区 | 20. 乙仲原西区 | 21. 若宮区 |
| 22. 原町区 | 23. 阿恵区 | 24. 柚須区 |
| 25. 知らない | | |

問2. あなたの性別は、どちらですか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問3. あなたの年齢は、次のどれに当てはまりますか。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20～29歳 | 2. 30～39歳 | 3. 40～49歳 |
| 4. 50～59歳 | 5. 60～69歳 | 6. 70～79歳 |
| 7. 80歳以上 | | |

問4. あなたのご職業は何ですか。

- | | | |
|---------|--------|--------------|
| 1. 会社員 | 2. 公務員 | 3. 団体職員 |
| 4. 自営業 | 5. 農業 | 6. パート・アルバイト |
| 7. 家事専業 | 8. 無職 | 9. その他 |

問5. あなたの世帯の状況は、次のどれに当たりますか。

- | | | |
|-----------------|---------|---------------|
| 1. 一人暮らし | 2. 夫婦のみ | 3. 二世帯同居（親と子） |
| 4. 三世帯同居（親と子と孫） | | 5. その他 |

問6. あなたの現在同居しているご家族に18歳未満のお子さんはいますか。

(○は当てはまるものすべて)

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 就学前の子どもがいる | 2. 小学生がいる |
| 3. 中学生以上18歳未満の子どもがいる | 4. いない |

問7. あなたの現在同居しているご家族に65歳以上の方はいますか。

(○は当てはまるものすべて)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 65歳～74歳の人がいる | 2. 75歳以上の人がいる |
| 3. いない | |

問8. あなたのご家族に、高齢や障がい等のために、介護を必要とする方はいますか。

(○は当てはまるものすべて)

1. いる(病院や介護施設等で生活している)
2. いる(在宅で一緒に生活している)
3. いない

問9. あなたは、最近のご自分の健康をどのように感じていますか。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 大変健康である | 2. おおむね健康である |
| 3. 健康に心配があるが生活に支障はない | 4. 病気がちで生活に不自由する |
| 5. 寝たきりである | |

問10. あなたの住まいは。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 持ち家(一戸建て) | 2. 持ち家(集合住宅・マンション) |
| 3. 賃貸住宅(一戸建て) | 4. 賃貸住宅(アパート・マンション) |
| 5. 社宅・寮 | 6. その他() |

問11. あなたは、現在の所にお住みになって何年ですか。(○は一つ)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 5年未満 | 2. 5年以上～10年未満 |
| 3. 10年以上～20年未満 | 4. 20年以上 |

【地域での生活についておたずねします】

問 12. あなたにとって、粕屋町は住みよい町ですか。(○は一つ)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 住みよいと思う | 2. ややそう思う |
| 3. あまりそうは思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない | |

問 13. あなたは、粕屋町でどのような面に課題や問題があると思いますか。

(○は当てはまるものすべて)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 地域の人たちとのつきあい方 | 2. 異世代との交流 |
| 3. 地域文化の伝承 | 4. 障がい者、高齢者が暮らしやすい環境 |
| 5. 一人暮らし高齢者の生活支援 | 6. 高齢者の介護 |
| 7. 高齢者の社会参加やいきがい | 8. 精神障がい者の生活支援 |
| 9. 子どもや高齢者などへの虐待 | 10. 学校教育 |
| 11. 母子家庭や父子家庭の子育て | 12. 共働き家庭の子どもの生活 |
| 13. 乳幼児の子育て | 14. 子どもの遊び場 |
| 15. 家庭での子どものしつけや教育 | 16. 健康づくりについての人々の意識や知識 |
| 17. その他 () | 18. わからない |

問 14. 近所付き合いの中で、あなた自身ができることはありますか。

(○は当てはまるものすべて)

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1. 声掛けや安否の確認 | 2. 話し相手 | 3. 買い物 |
| 4. 草取り | 5. ゴミ出し | 6. 外出時の送迎 |
| 7. 子どもの預かり | 8. できないことがない | 9. 何もしたくない |
| | 10. その他 | 11. わからない |

問 15. あなたは、地域の人たちが協力して取り組む必要がある問題はどれだと思いますか。(○は当てはまるものすべて)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 一人暮らし高齢者世帯への支援 | 2. 障がい者への支援 |
| 3. 子育て家庭への支援 | 4. 母子・父子家庭への支援 |
| 5. 青少年の健全育成 | 6. 環境美化活動 |
| 7. 特にない | 8. その他 |
| 9. わからない | |

問 20. あなたは、役場の健康福祉課・介護支援課がどのような福祉事業を行っているか知っていますか。(○は当てはまるものすべて)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. ゆうゆうサロン | 2. 在宅介護者支援事業 |
| 3. 配食サービス | 4. 生活保護に関すること |
| 5. 発達に遅れや偏りがある子どもの指導・検査 | |
| 6. 子育て支援に関する事業 | 7. わからない |

問 21. あなたは、福祉事業や福祉サービスを知るために今後どのような取組みが必要だと思えますか。(○は当てはまるものすべて)

1. 役場の「広報かすや」を充実させる
2. 社会福祉協議会情報誌「社協だより」を充実させる
3. パンフレットを充実させる
4. 説明会を地域で実施する
5. 情報センターをつくる
6. 身近な相談所をつくる
7. ホームページを充実させる
8. 役場に相談しやすい窓口をつくる
9. 社会福祉協議会に相談しやすい窓口をつくる
10. その他 ()

【ボランティア活動についておたずねします】

問 22. あなたは、今までに福祉に関するボランティア活動に参加したことがありますか。(○は1つ)

1. 現在参加している
2. 現在はしていないが、以前に参加したことがある ・ 問 23 へお進み下さい。
3. 参加したことがないが、今後は参加したい
4. 参加したこともないし、今後もしたくない ・ 問 24 へお進み下さい。

問 23. ①どれくらいの頻度で活動していますか。またはしていましたか。

1. ほとんど毎日
2. 週に1～2回
3. 月に1～2回
4. 年に1～2回

②そのボランティア活動の種類は。(○は当てはまるものすべて)

- | | | |
|------------|--------------|-----------|
| 1. 高齢者関係 | 2. 障がい(児)者関係 | 3. 子育て関係 |
| 4. 健康づくり関係 | 5. 青少年関係 | 6. 環境美化関係 |
| 7. その他 | | |

③そのきっかけは何ですか（○は当てはまるものすべて）

1. 知人に誘われて
2. 義務感で
3. ポスターで
4. サークル活動で
5. 何か役に立ちたくて
6. 勉強のため
7. 以前から関心があったから
8. なんとなく
9. その他

④活動に参加して良かったことは何ですか。（○は当てはまるものすべて）

1. 生活にはりがでた
2. 新しい体験ができた
3. 活動そのものが楽しかった
4. 多くの人に知り合えた
5. 感謝され喜びを感じた
6. 視野が広がった
7. その他
8. 特にない

問 24. ①あなたは、今後ボランティア活動に参加したいと思いますか。

1. 是非参加したい
2. できる活動があれば参加したい
3. 友人などと一緒なら参加したい
4. 時間ができたら参加したい
5. 学習の機会があったら参加したい
6. 参加したいができない
7. 参加したいと思わない
8. わからない

②参加できない、参加したいと思わないのは、どのような理由からですか。
（○は当てはまるものすべて）

1. 興味や関心がないから
2. 機会がないから
3. 時間がないから
4. 気恥ずかしいから
5. 活動の内容や方法がわからないから
6. 仕事や生活のことで精一杯だから
7. その他（ ）
8. わからない

問 25. ボランティア活動を活発にするためには、何が必要と思いますか。

（○は当てはまるものすべて）

1. ボランティア活動をする人と必要な人との調整をする機関
2. 情報の場
3. 活動の場
4. 学習の場
5. 相談窓口
6. 地域の理解
7. 地域社会での助け合いの心と連帯感
8. その他
9. わからない

アンケート結果（単純集計）

1. 住んでいる行政区は？

1	大隈区	4.0%
2	上大隈区	2.4%
3	江辻区	4.3%
4	戸原区	6.9%
5	長者原上区	6.7%
6	長者原中区	5.7%
7	長者原下区	6.1%
8	内橋1区・多の津区	4.7%
9		2.7%
10	内橋2区	3.8%
11	内橋3区	2.3%
12	朝日区	2.6%
13	長戸区	1.8%
14	サンライフ区	2.5%
15	酒殿区	4.7%
16	甲仲原区	1.6%
17	駕与丁区	9.0%
18	花ヶ浦区	5.6%
19	乙仲原東区	5.2%
20	乙仲原西区	4.7%
21	若宮区	5.5%
22	原町区	2.7%
23	阿恵区	4.7%
総計	柚須区	100.0%

N=1051

2. 性別は？

1	男性	67.8%
2	女性	31.5%
99	無回答	0.7%
総計		100.0%

N=1051

3. 年齢は？

1	20～29歳	6.0%
2	30～39歳	20.0%
3	40～49歳	14.7%
4	50～59歳	24.5%
5	60～69歳	19.8%
6	70～79歳	10.8%
7	80歳以上	3.9%
99	無回答	0.5%
総計		100.0%

N=1051

4. 職業は？

1	会社員	34.3%
2	無職	21.4%
3	家事専業	12.8%
4	パート等	11.2%
5	自営業	9.1%
6	公務員	4.2%
7	農業	2.6%
8	その他	2.3%
9	無回答	1.2%
99	団体職員	0.9%
総計		100.0%

N=1051

5. 家族構成は？

1	一人暮らし	12.0%
2	夫婦のみ	21.7%
3	親子世代	52.1%
4	親子孫世代	8.6%
5	その他	4.9%
99	無回答	0.8%
総計		100.0%

N=1051

6. 18歳未満の同居は？

1	就学前	18.8%
2	小学生	14.1%
3	中学生	11.7%
4	居ない	60.9%
99	無回答	3.5%
総計		109.0%

N=1051

7. 65歳以上の同居は？

1	65歳以上	13.5%
2	75歳以上	10.9%
3	居ない	73.0%
99	無回答	2.9%
総計		100.3%

N=1051

8. 介護必要者は？

1	施設で	4.9%
2	在宅で	5.0%
3	居ない	86.6%
99	無回答	3.4%
総計		100.0%

N=1051

9. 健康は？

1	大変健康	12.4%
2	おおむね	51.7%
3	心配程度	31.3%
4	不自由	3.3%
5	寝たきり	0.5%
99	無回答	0.9%
総計		100.0%

N=1051

10. 住居形態は？

1	一戸持ち家	50.0%
2	集合持ち家	11.1%
3	一戸賃貸	9.1%
4	集合賃貸	25.8%
5	社宅等	1.4%
6	その他	1.5%
99	無回答	1.0%
総計		100.0%

N=1051

11. 居住年数は？

1	5年未満	26.8%
2	10年未満	14.0%
3	20年未満	19.4%
4	20年以上	38.8%
99	無回答	1.0%
総計		100.0%

N=1051

12. 住みよい町か？

1	住みよい	39.2%
2	ややそう	37.6%
3	あまり	10.1%
4	思わない	4.3%
5	分からない	7.1%
99	無回答	1.7%
総計		100.0%

N=1051

13. 課題や問題は？

1	遊び場	28.1%
2	付き合い方	27.2%
3	学校教育	19.4%
4	弱者環境	18.8%
5	家庭しつけ	18.6%
6	わからない	18.3%
7	共働き子育て	14.9%
8	社会参加	14.3%
9	独居老人支援	14.1%
10	高齢者介護	12.6%
11	健康づくり	10.5%
12	異世代交流	9.6%
13	地域文化	9.6%
14	母子父子家庭	6.8%
15	その他	6.3%
16	乳幼児子育て	6.0%
17	障がい者生活	5.5%
18	無回答	4.9%
99	虐待防止	3.0%
総計		248.3%

N=1051

14. 近所づきあいので出来ることは？

1	声かけなど	52.0%
2	話し相手	33.0%
3	草取り	23.4%
4	ゴミ出し	19.4%
5	買い物	14.3%
6	わからない	13.7%
7	ない	7.5%
8	子供預かり	6.6%
9	外出送迎	6.1%
10	無回答	3.8%
11	したくない	3.7%
99	その他	1.6%
総計		185.2%

N=1051

15. 地域での支援は？

1	環境美化	42.2%
2	健全育成	42.0%
3	独居老人	39.4%
4	障がい者	20.6%
5	子育て	19.4%
6	母子父子	13.6%
7	わからない	11.3%
8	特にない	6.9%
9	無回答	3.0%
99	その他	2.1%
総計		200.7%

N=1051

16. 福祉センター？

1	知っている	60.8%
2	知らない	37.5%
99	無回答	1.7%
総計		100.0%

N=1051

17. 社協事業を知っているか？

1	赤い羽根	50.5%
2	福祉バス	48.4%
3	センター運営	30.9%
4	知らない	28.7%
5	シルバー教室	26.7%
6	心配事相談	22.6%
7	さた・すて	10.1%
8	親子ルーム	9.6%
9	小中校福祉	9.0%
10	福祉資金貸付	8.3%
11	子ども囲碁	7.3%
99	無回答	2.9%
総計		255.3%

N=1051

18. 社協だよりを読むか？

1	全部	14.3%
2	興味部分	25.9%
3	目通し	35.5%
4	読まない	11.1%
5	知らない	11.7%
99	無回答	1.5%
総計		100.0%

N=1051

19. 民生委員・児童委員の仕事は？

1	生活保護	47.5%
2	わからない	37.8%
3	高齢者	30.4%
4	子育て	19.6%
5	介護	18.3%
6	障がい者	18.0%
7	福祉情報	17.3%
8	母子父子	16.8%
9	住民問題	14.8%
10	虐待防止	14.2%
11	団体協力	9.0%
99	無回答	2.5%
総計		246.1%

N=1051

20. 福祉課等の事業は？

1	わからない	45.9%
2	在宅介護	34.3%
3	生活保護	26.2%
4	配食	24.9%
5	ゆうゆう	20.6%
6	子育て	15.4%
7	発育指導	11.5%
99	無回答	2.4%
総計		181.3%

N=1051

21. 福祉を知るための取組は？

1	役場窓口	45.5%
2	広報かすや	38.7%
3	社協窓口	27.8%
4	身近相談所	27.7%
5	社協だより	25.7%
6	情報センター	15.7%
7	パンフレット	15.2%
8	説明会	15.2%
9	ホームページ	10.4%
10	無回答	8.2%
99	その他	2.9%
総計		233.0%

N=1051

22. ボランティア活動に参加？

1	現在参加	4.0%
2	以前参加	9.7%
3	今後参加	41.3%
4	したくない	33.2%
7	1、2無答	0.2%
8	3、4無答	6.5%
99	無回答	5.1%
総計		100.0%

N=1051

23-1. 活動の頻度は？

1	毎日	2.1%
2	週1、2回	9.6%
3	月1、2回	34.2%
4	年1、2回	42.5%
99	無回答	11.6%
総計		100.0%

N=146

23-2. 活動の種類は？

1	環境美化	37.7%
2	高齢者	30.8%
3	青少年	19.2%
4	障がい者	12.3%
5	健康	11.0%
6	子育て	6.8%
7	その他	5.5%
99	無回答	1.4%
総計		124.7%

N=146

23-3. 活動の契機は？

1	誘われて	32.9%
2	役に立つ	24.0%
3	義務感で	17.1%
4	勉強のため	13.7%
5	関心	13.7%
6	サークル	11.6%
7	なんとなく	8.2%
8	その他	8.2%
9	無回答	2.7%
99	ポスター	0.7%
総計		132.9%

N=146

23-4. 活動の成果は？

1	知り合えた	44.5%
2	新体験	42.5%
3	楽しかった	28.8%
4	視野の拡大	28.1%
5	感謝の喜び	26.0%
6	生活にはり	6.8%
7	特にない	6.2%
8	無回答	2.7%
99	その他	0.7%
総計		186.3%

N=146

24-1. 今後ボランティア活動に

1	時間が	23.6%
2	できる活動	23.1%
3	できない	15.6%
4	わからない	12.2%
5	思わない	11.6%
6	無回答	7.5%
7	友人と	2.9%
8	学習に	2.7%
99	是非	0.6%
総計		100.0%

N=851

24-2. 参加しない理由は？

1	仕事一杯	50.0%
2	時間がない	35.8%
3	その他	15.5%
4	関心がない	14.7%
5	機会がない	8.6%
6	内容不明	7.3%
7	無回答	3.9%
8	分からない	2.6%
99	気恥ずかしい	2.2%
総計		140.5%

N=232

25. ボランティア活動のために？

1	情報の場	39.9%
2	調整	32.4%
3	連帯感	30.9%
4	活動の場	22.0%
5	学習の場	17.0%
6	わからない	15.9%
7	相談窓口	15.0%
8	地域理解	14.6%
9	無回答	8.3%
99	その他	2.1%
総計		198.1%

N=1051

26. 今後取り組むことは？

1	高齢者支援	54.6%
2	制度分かり	42.4%
3	住民支え合い	37.0%
4	障がい者支援	29.5%
5	地域子育て	29.0%
6	ボラ育成	22.4%
7	職員出前	20.5%
8	相談事業	17.4%
9	母子父子	15.9%
10	福祉教育	10.9%
11	福祉啓発	10.0%
12	分からない	10.0%
13	福祉講座	9.9%
14	無回答	5.1%
99	その他	1.0%
総計		315.7%

N=1051

A校区

1	大川校区	26.3%
2	仲原校区	23.4%
3	粕西校区	21.7%
4	中央校区	28.6%
総計		100.0%

N=1051

自らの行動で創造する福祉地域

安心と生きがいあふれる地域を目指して

